

北海道における地域振興施策の取組状況について(中間まとめ案)

～北海道地域振興条例 点検報告書～

目 次

はじめに

1	社会経済情勢の変化等	P 2
2	地域振興施策の実施状況	P 9
3	課題及び今後の取組方向	P 43

はじめに

北海道地域振興条例は、北海道全体の活性化を図り、すべての方々が将来にわたり安心して暮らし、幸福を享受できる地域社会を築き上げるための指針として制定し、平成21年4月に施行しました。

本条例は、施行から5年を経過するごとに、社会経済情勢の変化等を踏まえ、条例の施行状況等を検討し必要な措置を講じることとしていることから、この度、条例に基づく地域振興施策の実施状況を整理し、市町村から幅広い御意見を伺いながら、「北海道における地域振興施策の取組状況について～北海道地域振興条例点検報告書～」をまとめました。

道では、条例が掲げる「将来にわたり安心して暮らしていける地域社会の実現」を目指し、本条例に基づき地域振興施策を実施してきましたが、この度の点検報告を踏まえ、今後の地域振興施策の取組を進めていきます。

北海道地域振興条例の概要

■ 目的 [§ 1]

- ・個性豊かで活力に満ち、人々が将来にわたり安心して暮らすことのできる地域社会の実現

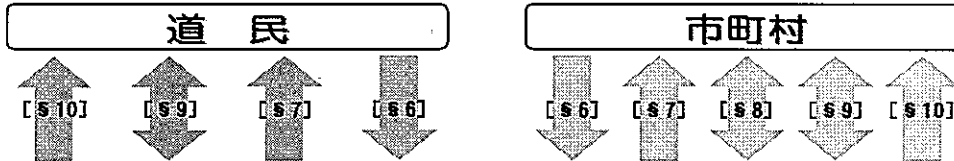
■ 基本理念 [§ 2]

- ・道民及び市町村の創意及び主体性の発揮、地域の特性に応じた取組
- ・道民、市町村及び道の適切な役割分担のもと、協働による取組
- ・地域間交流の促進、地域相互の連携及び補完

■ 道の責務 [§ 3]

- ・地域振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進
- ・道民の主体的な取組の促進、市町村が実施する施策の支援
- ・市町村と緊密な連携、道民との協働
- ・国に対する協力の要請、積極的な意見の提言
- ・広域的な見地からの施策の推進、調整

■ 地域振興施策の推進



北海道

基本方針 [§ 4]

- ・自然環境、文化、歴史、産業その他の地域の特性に配慮
- ・自然景観、農林水産物その他の地域における資源の効果的な活用
- ・地域振興を担う幅広い人材の育成及び活用
- ・産業、暮らし、環境等の幅広い分野にわたる施策を一体的に実施
- ・食料、エネルギー、環境などの重要な課題の解決に向けた地域の特性の発揮

地域計画の策定、推進 [§ 5]

- ・広域的な地域の区分毎に地域振興を効果的に推進するための地域計画を策定
- ・総合計画が示す政策の基本的な方向に沿った地域計画の策定
- ・特定分野別計画と一体的な地域計画の推進

財政上の措置 [§ 11]

- ・地域振興に関する施策を推進するために必要な財政上の措置を講ずる

道民意見等の反映 [§ 6]

- ・地域振興に関する施策に道民及び市町村の意見及び提案を反映させるため、体制の整備その他の必要な措置を講ずる

地域振興に関する取組等への支援 [§ 7]

- ・道民の主体的な取組を促進し、市町村が実施する施策を支援するために必要な施策の充実に努める
- ・道民、市町村の協働による取組、広域的取組が促進されるよう努めるとともに、社会経済への影響が特に懸念される地域の振興に十分配慮する

職員の交流 [§ 8]

- ・地域振興に関する施策を推進するため、職員派遣等の充実を図る

人材の育成等 [§ 9]

- ・地域の特性、課題等に応じた取組を進めるため、知識及び技能の習得、交流を深める機会の確保等の措置を講ずる
- ・事業者、大学等の協力による人材、知見、技術等の活用に努める

情報の提供 [§ 10]

- ・道民及び市町村の主体的な取組等が促進されるよう必要な情報の提供を行う

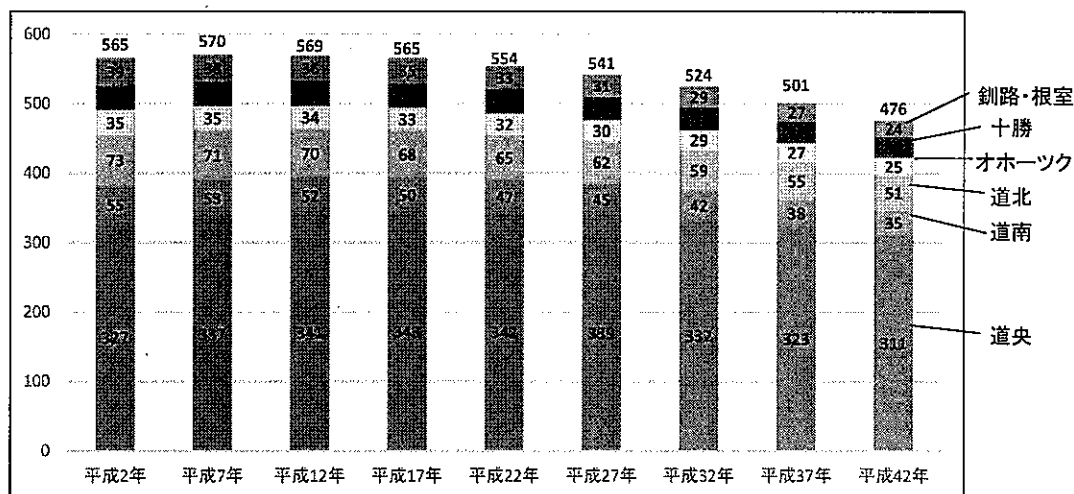
1 社会経済情勢の変化等

(1) 北海道を取り巻く情勢変化

- ・ 日本では、人口減少・超高齢化社会の到来を迎えており、高齢化率は今後も長期的に上昇すると予想され、労働力人口の不足や経済の停滞に伴う生産活動の縮小などが懸念されている。
- ・ 本道においては、全国を上回るスピードで人口減少・高齢化が進んでおり、広大な土地に人口や都市機能が分散して存在する「広域分散型」の地域構造もあいまって、地域の活力やコミュニティ機能の低下が懸念されている。
- ・ 本道の人口が減少している中、札幌市とその周辺の都市部へ人口が集中しており、この傾向は今後も続く予想される。このような都市部への人口集中により、都市部とその他の地域で、医療体制をはじめとして様々な面で不均衡が生じてきている。

[連携地域(※)の人口推移と見込み]

(単位：万人)



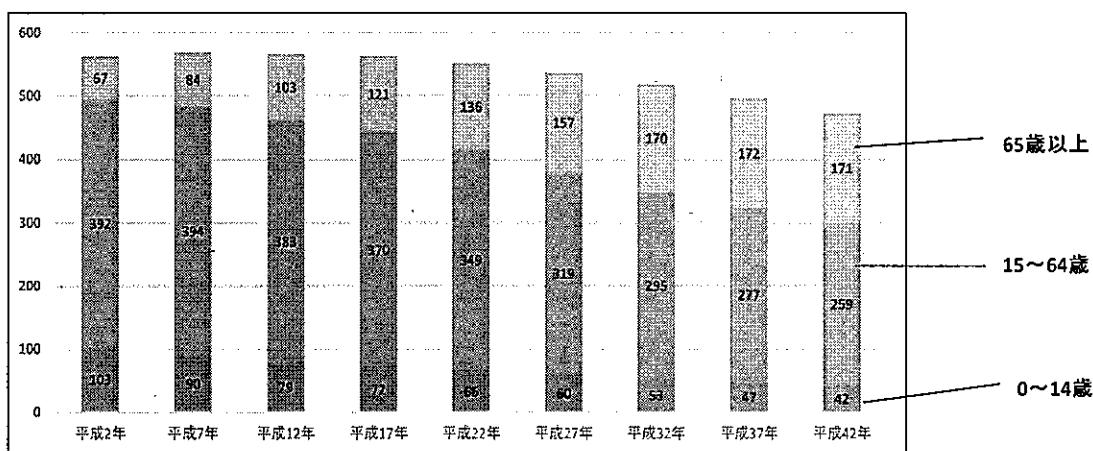
(国立社会保障・人口問題研究所(II25.3推計)から作成)

※「(2)各連携地域の状況」参照

- ・ 年齢別にみると、平成42年には、14歳以下の年少人口が、全体の10%を下回るとともに、65歳以上の高齢者人口が35%を上回る見込みである。一方、生産年齢人口は今後も減少が見込まれており、平成22年と平成42年との比較では25.8%減となっている。

[階層別人口推移]

(単位：万人)



出典：国立社会保障・人口問題研究所(II25.3推計)

- 急速な人口減少や高齢化が進行し、各地域における高齢者世帯、特に高齢者単独世帯の増加が見込まれ、医療、介護サービス、生活支援といった住民サービスの重要性は益々高まっている一方で、小規模な自治体が多い本道においては、将来的に、行政サービスを維持することが難しくなる自治体が生じることも懸念される。

[高齢者世帯数の推移]

(単位：世帯)

年度	H22	H27	H32	H37	H42	増減率 (H22→H42)
高齢者世帯数※ (全世帯に対する割合)	765,472 (31.7%)	885,615 (36.5%)	944,975 (39.5%)	945,512 (40.7%)	933,465 (42.0%)	21.9%
高齢者単独世帯 数(全単独世帯に対する割合)	263,795 (31.3%)	315,995 (36.3%)	351,721 (39.7%)	366,656 (41.3%)	376,577 (43.2%)	42.8%

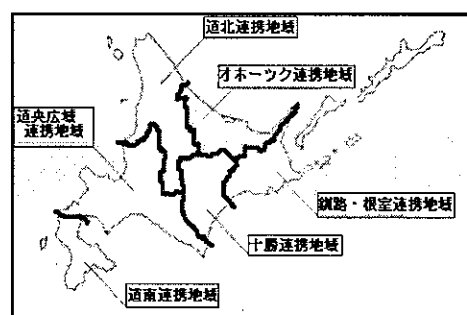
◆出典：国立社会保障・人口問題研究所「日本の世帯数将来推計」(H25.3推計)

※高齢者世帯数：65歳以上世帯数

- 過疎地域などの集落の多くは、人口減少と高齢化に伴い、生活扶助機能の低下、生活交通手段の不足、空き家や耕作放棄地の増加などの問題が、一層深刻化していくことが懸念される。
- 東日本大震災は東北地方を中心に未曾有の人的・物的被害をもたらしたところであり、この教訓を活かし、これまでの地震・津波防災対策の考え方を改め、平素より大災害時における被害軽減のための備えを充実することが地域にも求められている。また、大災害時における自治体の行政機能の重要性が改めて認識され、多くの自治体では、ライフラインや各行政分野における広域的な連携などへの気運が高まっている。
- 福島第一原子力発電所事故を機に、徹底した原子力安全対策が求められるとともに、太陽光、風力などの再生可能エネルギー資源の活用の気運が高まっている。

(2) 各連携地域の状況

北海道は、機能が集積した都市や人口が分散している「広域分散型」の地域構造であることを踏まえ、高度な都市機能を持つ中核都市を拠点とした6つの「連携地域」を設定し、それぞれの個性や特色を生かし、地域に根ざした政策を展開している。



① 人口

- H22人口(国調)をベースにしたH32人口(将来推計：国立社会保障・人口問題研究所)は、本道全体で5.7%の減少が見込まれ、釧路・根室圏では12.5%と6つの連携地域の中で最も高い減少率での減少が見込まれる。
- 札幌市などの都市を抱える道央広域連携地域は全道の6割を超える人口集積があり、3.0%の減少が見込まれるが、全道総人口に占める割合は61.8%から63.6%に上昇し、道央

広域連携地域への人口集中が一層進むと見込まれている。

- 一方、道南、道北、オホーツク、釧路・根室の各連携地域においては、9%から12%の減少が見込まれ、一層の地域格差の拡大が懸念されている。

[人口]

(単位：万人)

	H22(国調)	H32(推計値)	増減率 (H22→H32)	H42(推計値)	増減率 (H22→H42)
道央広域連携地域	342.4 (61.8%)	332.2 (63.6%)	△3.0%	311.3 (65.3%)	△9.1%
道南連携地域	47.2 (8.5%)	41.6 (8.0%)	△11.9%	35.3 (7.4%)	△25.2%
道北連携地域	65.0 (11.7%)	58.7 (11.2%)	△9.7%	51.2 (10.7%)	△21.2%
オホーツク連携地域	31.6 (5.7%)	28.6 (5.5%)	△9.5%	25.1 (5.3%)	△20.6%
十勝連携地域	35.0 (6.3%)	32.7 (6.3%)	△6.6%	29.5 (6.2%)	△15.7%
釧路・根室連携地域	32.9 (6.0%)	28.8 (5.4%)	△12.5%	24.3 (5.1%)	△26.1%
全道	554.1 (100.0%)	522.6 (100.0%)	△5.7%	476.7 (100.0%)	△14.0%

◆出典：国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口」(H25.3推計)

② 高齢化率 (65歳以上の割合)

- H22国調をベースにしたH32の高齢化率の推計(将来推計：国立社会保障・人口問題研究所)では、本道全体で8.0%の上昇が見込まれている。特に、道南、道北、オホーツクの各連携地域においては、高齢化率が約35%となる見込みであり急速な高齢化の進行が予想されている。
- 急速な少子高齢化に伴い、地域産業の担い手確保や、一次産業を中心に就業者の高齢化が深刻な課題となっている。

[高齢化率]

	H22(国調)	H32(推計値)	増減 (H22→H32)	H42(推計値)	増減 (H22→H42)
道央広域連携地域	23.3%	31.6%	8.3	35.4%	12.1
道南連携地域	28.1%	35.8%	7.7	38.5%	10.4
道北連携地域	27.8%	35.8%	8.0	38.9%	11.1
オホーツク連携地域	27.3%	35.3%	8.0	39.0%	11.7
十勝連携地域	24.9%	32.3%	7.4	35.9%	11.0
釧路・根室連携地域	24.9%	33.2%	8.3	36.9%	12.0
全道	24.7%	32.7%	8.0	36.3%	11.6

◆出典：国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口」(H25.3推計)

③ 医師数

- 平成24年度の医師数(医療施設従事医師数)については、全道で12,262人となっており、そのうち札幌市などを抱える道央広域連携地域が、8,266人と全体の67.4%を占めている状

況である。

- ・平成20年度からの比較では、全道では3.7%の増加となっているが、道南、オホーツクの各連携地域においては、それぞれ0.5%、2.6%減少している。
- ・札幌圏※1に全道の医師の約半分が集中しており、人口10万人当たりの医師数は上川中部圏※2が最も多く、地域偏在が進んでいる。

※1札幌圏：石狩振興局市町村と同じ

※2上川中部圏：旭川市、鷹栖町、東神楽町、当麻町、比布町、愛別町、上川町、東川町、美瑛町、幌加内町

[医療施設従事医師数]

(単位：人)

	H20	H24	増減率
道央広域連携地域	7,847 (66.3%)	8,266 (67.4%)	5.3%
道南連携地域	946 (8.0%)	941 (7.7%)	△0.5%
道北連携地域	1,549 (13.1%)	1,553 (12.7%)	0.3%
オホーツク連携地域	455 (3.8%)	443 (3.6%)	△2.6%
十勝連携地域	567 (4.8%)	588 (4.8%)	3.7%
釧路・根室連携地域	466 (3.9%)	471 (3.8%)	1.1%
全道	11,830	12,262	3.7%

年度	区分	全道	市部	町村部	最高圏域※	最低圏域※
H20	医師数	11,830	10,877 (91.9%)	953 (8.1%)	札幌圏 5,991 (50.6%)	南檜山圏※3 31 (2.6%)
	人口10万対	213.7	244.8	88.8	上川中部圏 304.7	根室圏※4 88.8
H24	医師数	12,262	11,369 (92.7%)	893 (7.3%)	札幌圏 6,433 (52.5%)	南檜山圏 28 (2.3%)
	人口10万対	224.6	257.5	86.9	上川中部圏 314.9	宗谷圏※5 90.8

※最高圏域、最低圏域：第二次医療圏において医療施設従事医師数が最も高い、あるいは最も低い圏域

※3南檜山圏：江差町、上ノ国町、厚沢部町、乙部町、奥尻町

※4根室圏：根室振興局市町村と同じ

※5宗谷圏：宗谷振興局市町村と同じ

◆出典：「北海道の医師確保対策について」(H26.3北海道) (注：医療施設従事医師数は隔年調査)

④ 総生産額

- ・全道総生産額は平成19年度から21年度にかけて減少しているが、平成22年度から増加に転じている。
- ・十勝連携地域では、全道より1年早く、平成21年度から増加に転じている。
- ・一方、道北連携地域、釧路・根室連携地域は、平成21年度から22年度にかけても減少が続いている。

[総生産額]

(単位：百万円)

	H19	H20	H21	H22
道央広域連携地域	11,879,977	11,441,433 (△3.7%)	11,328,371 (△1.0%)	11,445,393 (1.0%)
道南連携地域	1,489,078	1,430,615 (△3.9%)	1,407,243 (△1.6%)	1,414,769 (0.5%)
道北連携地域	2,149,255	2,085,373 (△3.0%)	2,049,843 (△1.7%)	2,048,798 (△0.1%)
オホーツク連携地域	1,124,738	1,084,244 (△3.6%)	1,060,124 (△2.2%)	1,080,308 (1.9%)
十勝連携地域	1,270,083	1,237,028 (△2.6%)	1,250,715 (1.1%)	1,261,481 (0.9%)
釧路・根室連携地域	1,258,489	1,210,262 (△3.8%)	1,187,976 (△1.8%)	1,177,643 (△0.9%)
全道	19,171,620	18,488,955 (△3.6%)	18,284,272 (△1.1%)	18,428,392 (0.8%)

◆出典：道民経済計算年報：地域編（H25.6北海道）

注：下段（）は対前年度増減比率

注：道民経済計算は、基礎資料の改定や推計方法の変更などにより過去に遡って毎年改定。地域別生産額はH19以降算出しており、H19～H21の生産額はH22算定時に遡及改定されたもの。

[全道総生産額]

(単位：億円)

	H19	H20	H21	H22	H23
北海道	189,665 (△1.0%)	183,735 (△3.1%)	181,790 (△1.1%)	182,169 (0.2%)	182,631 (0.3%)

◆出典：平成23年度道民経済計算確報（H26.1北海道）

注：H22以前の生産額はH23算定時に遡及改定されたもの。

注：下段（）は対前年度増減比率

⑤ 農家戸数

- ・ 平成25年度の全道の農家戸数（販売農家数）は4万200戸で、平成21年度から10.7%減少している。
- ・ 農林業センサスでは、平成17年度と平成22年度の比較で全道では15.3%減少しており、6つの連携地域全てで減少している状況。
- ・ その中でも道北連携地域は△18.3%であり、6つの連携地域の中で最も高い減少率となっている。
- ・ いずれの連携地域も担い手の減少・高齢化、また生産資材価格の高騰が経営を圧迫するなど、厳しい経営環境となっている。
- ・ 一方、経営の規模や多角化等の事業展開が容易になるなど、多くのメリットを有する農業生産法人は増加傾向にあり、特に複数戸による農業生産法人は、地域の離農者等の農地や高齢者等の農作業の引き受手、雇用の場として期待されている。

- また、ファームインなど、グリーンツーリズムによる都市と農村の交流や農産物の加工・販売など、6次産業化に向けた取組が全道で進められている。

[農家数（販売農家数）の推移] (単位：千戸)

	H21	H25	増減率
北海道	45.0	40.2	△10.7%

◆出典：農業構造動態調査（農林水産省）

[連携地域別の農家戸数（販売農家数）の推移] (単位：戸)

	H17	H22	増減率
道央広域連携地域	20,936	17,393	△16.9%
道南連携地域	4,027	3,362	△16.5%
道北連携地域	11,712	9,573	△18.3%
オホーツク連携地域	5,619	4,924	△12.4%
十勝連携地域	6,596	5,978	△9.4%
釧路・根室連携地域	3,100	2,820	△9.0%
全道	51,990	44,050	△15.3%

◆出典：農林業センサス（H23.3農林水産省）（注：農林業センサスは5年ごとに実施）

⑥ 観光入込客数

- 平成24年度の道内観光入込客総数（延べ人数）は、1億2,752万人となっており、平成22年度から1.0%減少している。平成23年に発生した東日本大震災の影響で一時的に落ち込んだが（1億2,222万人）、平成24年度は回復基調にある。
- その中でも、十勝連携地域は、同6.6%増と6つの連携地域の中で最も高い増加率にあり、道東自動車の開通効果がその大きな要因になっている。
- 新千歳空港では、LCC（ローコストキャリア）が平成23年5月に国際定期便、平成24年3月に国内定期便の運航をそれぞれ開始したほか、平成24年10月にはバンコクやハワイへの直行便が就航したことで、今後の入り込み客数の増加がより一層期待される。

[観光入込客数] (単位：千人)

	H22	H24	増減率
道央広域連携地域	70,843.1	69,701.7	△1.6%
道南連携地域	10,595.3	10,833.8	2.3%
道北連携地域	22,095.4	21,155.5	△4.3%
オホーツク連携地域	8,570.6	8,316.7	△3.0%
十勝連携地域	9,032.2	9,631.9	6.6%
釧路・根室連携地域	7,650.1	7,876.2	3.0%
全道	128,786.7	127,515.8	△1.0%

◆出典：北海道観光入込客数調査報告書（H25.9北海道）

（注：H22から新方式により推計しているため、H22との比較としている。）

⑦ 市民活動等の担い手団体数

- ・ 平成25年度における道内の特定非営利活動法人（以下「NPO法人」という。）数は2,027団体で、平成21年度から37%増加している。
- ・ また、6つの連携地域全てにおいて、NPO法人数が25%以上増加しており、地域における課題解決に向けた市民活動等の広がりが、より一層期待される。

[NPO法人数]

(単位:団体)

	H21	H25	増減率
道央広域連携地域	1,010	1,381	36.7%
道南連携地域	97	126	29.9%
道北連携地域	137	199	45.3%
オホーツク連携地域	77	100	29.9%
十勝連携地域	102	130	27.5%
釧路・根室連携地域	57	91	59.6%
全道	1,480	2,027	37.0%

◆出典：北海道市民活動団体情報提供システム統計情報（北海道立市民活動促進センター）

- 急速に進行する少子高齢化や人口減少による地域活力の減退、札幌市とその周辺の都市部への一極集中などによる地域格差の拡大、医療従事者の地域偏在、福島第一原子力発電所事故を契機とした再生可能エネルギー活用の高まりなどの情勢変化等を踏まえ、平成25年3月に、主な施策の展開方向や地域重点プロジェクト(※)を見直し、新たな「連携地域別政策展開方針」を策定した。
- この「展開方針」に基づき、産業や保健・医療・福祉、環境など地域が抱える課題解決に向け、庁内各部の施策・事業や各般の地域振興施策を組み合わせながら、効果的な施策展開を図ってきた。

〔※ 連携地域別政策展開方針で推進する地域重点プロジェクト

連携地域別政策展開方針で示す各連携地域のめざす姿の実現に向けて、多様な主体が連携・協力して重点的に進める、広域的・戦略的な取組

2 地域振興施策の実施状況

地域振興条例に基づいて展開してきた主な地域振興施策（施策・事業）の実施状況は、次のとおりである。

<主な地域振興施策一覧>

条例の区分		主な地域振興施策（施策・事業）
第5条	地域計画の策定及び推進	・連携地域別政策展開方針の策定・推進
第6条	道民の意見等の反映	<ul style="list-style-type: none"> ・地域づくり連携会議、政策提案制度の実施 ・地域づくり推進会議の実施 ・ラウンドテーブルミーティング、地域にどんどん飛び出し隊（短期業務対応派遣制度）の実施 ・振興局機能の強化 ・道民や市町村からの意見・提案等の聴取等
第7条	地域振興に関する取組等への支援	<ul style="list-style-type: none"> ・地域づくり総合交付金 ・振興局独自事業（地域政策推進事業） ・過疎対策の推進 ・離島振興対策の推進 ・移住・交流施策の推進 ・集落対策の推進 ・広域的な連携を活用した地域づくりの推進 ・包括交流連携の推進 ・夕張市の財政再生への支援 ・北海道チャレンジパートナー特区制度の実施 ・道から市町村への事務・権限移譲の推進 ・北海道遺産構想の推進 ・青函交流・連携の推進
第8条	職員の交流	<ul style="list-style-type: none"> ・職員派遣制度の充実による職員交流の推進 ・道と市町村の共同政策研究の充実
第9条	人材の育成等	<ul style="list-style-type: none"> ・地域力向上サポート事業 ・新しい公共支援事業 ・民間企業等との協働 ・大学やNPOなど外部人材の活用による地域の活性化
第10条	情報の提供	・地域振興に有用な情報の提供等

(1) 地域計画の策定及び推進

(地域計画の策定及び推進)

第5条 道は、広域的な地域の区分ごとに地域振興を効果的に推進するための計画（以下「地域計画」という。）を策定しなければならない。

2 道は、地域計画については、総合計画（北海道行政基本条例（平成14年北海道条例第59号）第7条第1項に規定する総合計画をいう。）が示す政策の基本的な方向に沿って策定しなければならない。

3 道は、地域計画については、特定分野別計画（北海道行政基本条例第7条第4項に規定する特定の分野における政策の基本的な方向等を明らかにする計画をいう。）と一体的に推進しなければならない。

【条文の趣旨】

- ・ 本条例は、「地域振興施策の総合的かつ計画的な推進」を道の責務として規定（第3条第1項）しており、この規定の実効性を高めるため、第5条では、広域的な地域の区分ごとに地域計画を策定し、各分野における計画と一体的に進めることとしている。

■ これまでの取組

- 道では、この「地域計画」として、地域の特性や特色に応じ、地域に根ざした政策を展開するため、6つの連携地域ごとに「連携地域別政策展開方針」を策定し、市町村や民間団体など地域の多様な主体と連携・協働して、地域重点プロジェクトを推進してきた。

時 期	内 容
平成20年10月	・ 新・北海道総合計画（ほっかいどう未来創造プラン（平成20年度策定））の推進の手立ての一つとして連携地域別政策展開方針を策定
平成20～24年度	・ 同方針の推進・管理及び同方針に基づく地域重点プロジェクトの推進
平成25年3月	・ 平成20年度からの方針を見直し（※）、新たな連携地域別政策展開方針を策定
平成25年4月～	・ 新たな方針の推進・管理及び同方針に基づく地域重点プロジェクトの推進

※ 連携地域別政策展開方針の見直しについて

方針の見直しに当たっては、人口動態（人口、高齢化比率等）、医療・福祉、農林水産業、商工業、観光業、交通、教育などの各分野における連携地域別の基礎データを整理し、社会経済情勢等の変化や新たな地域課題を踏まえながら策定するとともに、地域意見交換やアンケート等によりきめ細かく意見聴取を行い、地域意見の反映に努めた。

【地域意見の把握等】

- ・ 地域づくり連携会議・・・各振興局で2回開催
(1回目:5月～8月、2回目:1月～2月)
- ・ 地域意見交換会・・・各振興局で2回開催(7月～8月)
- ・ 市町村アンケート等の実施
- ・ パブリックコメントの実施

- 地域重点プロジェクトは、国の事業や関連する道の事業、民間団体の取組、さらに、地域づくり総合交付金(※1)や振興局独自事業(※2)など、道の地域振興施策も効果的に組み合わせ、地域が一体となって推進してきた。

※1 地域づくり総合交付金

個性豊かで活力に満ち、人々が将来にわたり安心して暮らすことのできる地域社会の実現に資することを目的に、配当された予算の範囲内で、総合振興局長・振興局長が交付金を交付する事業

※2 振興局独自事業(地域政策推進事業)

振興局自らが地域と連携・協力のもと、地域に根ざした施策を企画・立案・実施し、個性ある地域づくりを推進する事業

【主な地域重点プロジェクト(H20～24)の取組実績と成果】

題名	プロジェクト名	主な取組実績	主な成果
空知	食や体験の魅力発見。そらちのファンづくり	・食クラスターによる新商品の発掘、磨き上げ ・食と観光のガイドブック「そらいち」の発行等・「炭鉱(やま)の記憶」マネジメントセンターの設置	・「エゾシカボルシチ」が商品化 ・空知のワイナリーに対する評価と認知度の向上 ・炭鉱の記憶マネジメントセンター利用者の増 ・グリーンツーリズム受入者数の増
石狩	石狩アグリ!ジャンプ・アッププロジェクト	・YES!clean登録集団への技術指導及び表示制度の普及啓発 ・農業体験ツアー、加工体験料理教室の実施 ・地産地消ブランド「さっぽろハーベストランド」の創設	・YES!clean登録集団、エコファーマーの増 ・さつまいもマッコリの商品化 ・地域における都市部の消費者等を対象とした食育活動等の拡大
後志	“しりべし”国際観光リゾートエリアの形成	・ロハスをテーマに熟年層をターゲットとしたプロモーション活動 ・東アジアからの誘客促進のため、外国語観光パンフレットの作成やホスピタリティ向上に向けた研修会の開催 ・「羊蹄山麓景観広告ガイドライン」の普及活用、空き家対策を促進	・滞在型観光が推進されるとともに、外国人観光客の受入体制の整備が進み、宿泊客延べ数が増加 ・ガイドラインによる違反広告物等の除却の増 ・しりべし空き家BANK登録物件の成約数の増
胆振	いぶり農林水産業元気向上プロジェクト	・北のめぐみ愛食レストラン、地域農産物等PR ・公共施設等への木質ペレットボイラーの導入支援など、木質ペレットの需要拡大の取組 ・マツカワの「王鰈」ブランド化や活〆などの鮮度保持やPR活動への支援	・エコファーマー、北のめぐみ愛食レストランの登録数の増 ・木質ペレットボイラー、木質ペレットストーブの導入促進 ・マツカワ漁獲金額の増大

【主な地域重点プロジェクト(H20～24)の取組実績と成果】

観 照	プロジェクト名	主な取組実績	主な成果
日 高	馬文化拠点地域形成プロジェクト	<ul style="list-style-type: none"> ・ホッカイドウ競馬の中国語版PRパンフレット作成・配布 ・ホッカイドウ競馬の管内場外発売所における応援イベントの開催や、門別競馬場における観光情報発信 ・ひだか馬の絵コンテスト、馬文化出前教室等 	<ul style="list-style-type: none"> ・門別競馬場入場者数の維持や、観光面での活用の広がり、イベントを通じた新規ファンの開拓。 ・地域文化である馬への認識を深めるための機会を提供、馬文化の普及と担い手づくりに貢献
渡 島	道南の多様な農林水産物を生かしたブランド力の強化	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の関係機関が連携した加工品の開発を促進する「食クラスターフォーラムin檜山」等の開催 ・道南地域の食材の発掘や磨き上げに向けた「道南食と観光ブランドフェア」等の開催 	<ul style="list-style-type: none"> ・ガゴメコンブによる新商品開発、鹿部産たらこ、タマフクラ大豆の新商品開発等 ・道南食と観光ブランドフェアにおいて多くの商談が進展
檜 山	日本海沿岸の豊かな森・川・海の保全・活用	<ul style="list-style-type: none"> ・檜山地域日本海グリーンベルト構想に関する会議の開催 ・檜山管内7町のうち5町で毎年場所を変え檜山の森づくり植樹祭を開催 ・ひやまの森林と木材活用協議会と連携し森林体験学習会を開催 	<ul style="list-style-type: none"> ・森林づくりの推進に向け、植樹祭や学習会による住民意識の高揚 ・高性能林業機械の導入など各町で森林整備箇所の団地化へ向けた取組が進展 ・木質バイオ導入に向けた環境づくりが進展
上 川	上川の魅力ある食のブランド力向上プロジェクト	<ul style="list-style-type: none"> ・「かみかわ有機農業ネットワーク」を設置 ・地域特産品の開発など、試作品の製造、展示試食会の開催 ・「かみかわ食べものがたり」を核とした各種イベント・セミナー、物産展の開催 	<ul style="list-style-type: none"> ・H24までに30品目がYES!clean農産物に登録 ・「北の恵み愛食応援団」32団体、「麦チエンサポーター店」45店舗登録 ・「上川農業法人ネットワーク」の取組により、農業生産法人が37法人増加
留 萌	日本海元気づくりプロジェクト	<ul style="list-style-type: none"> ・ハマボウフウの資源復活作戦と、コミュニティビジネス創出事業の展開 ・健康の駅を拠点とした新たなコミュニティネットワークづくりを推進 ・生産地情報や機能性等を明らかにしたメニューを提供する「食療カフェ」の開設 	<ul style="list-style-type: none"> ・留萌信用金庫と連携した取組 ・浜の葉「ハマボウフウ」の栽培実証、実証ほ場活用による生産基盤確立 ・心の健康を育む書店誘致プロジェクトが展開され、三省堂書店と包括連携協定につながった。
宗 谷	最北のゲートウェイ・サハリン交流推進プロジェクト	<ul style="list-style-type: none"> ・友好都市3市からの職員・企業研修生受入 ・サハリン州旅行エージェント等に対する観光プレゼンテーション・招へい事業の実施 ・「日ロフェリー」を活用したモニターツアー実施、新サハリン観光ガイドブックの作成 	<ul style="list-style-type: none"> ・研修生の受入等を通じた友好交流の促進 ・各種会議を通じた経済交流の課題等の認識共有 ・稚内・コルサコフ定期航路の利用者数について、ロシア利用者の維持、日本人利用者の下げ止まり
オホーツク	豊かな地域資源を生かしたオホーツク農業の振興と体質強化	<ul style="list-style-type: none"> ・春まき小麦「春よ恋」を使用したラーメン等の開発・商品化に向けた支援 ・小麦の多収・高品質化に関する生産技術の確立、馬鈴しょの普及・消費拡大に向けた取組 	<ul style="list-style-type: none"> ・春まき小麦や病害虫抵抗性を持つ馬鈴しょ品種の作付け拡大と販路拡大 ・サイレージ用とうもろこしとライ麦の二毛作、イアコーンサイレージの実証においては、収量・品質で成果があった
十 勝	「食の王国とがち」観光プロジェクト	<ul style="list-style-type: none"> ・「食の王国とがち戦略会議」の開催 ・ご当地グルメの開発支援 ・ばん馬やスイーツの観光資源化 ・「とがち魅力発信推進事業」の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・各機関が連携した食観光PRが進展 ・「北のめぐみ愛食レストラン」認定数の増 ・上川と十勝を結ぶガーデン街道、冬スバ街道が誕生したほか、胆振・日高・十勝をつなぐ広域ルートづくりが進展

【主な地域重点プロジェクト(H20～24)の取組実績と成果】

振興 局	プロジェクト名	主な取組実績	主な成果
釧 路	森・湖・湿原などを巡る釧路・根室観光の推進と移住・定住の促進	<ul style="list-style-type: none"> ・シーニックバイウエイルート運営行政連絡会議などと協力した情報発信及び取組支援 ・海外観光客の新たな市場開拓を行うためプロモーション、受入体制の充実に向けた取組 ・体験型観光の体験メニューの充実に向けた取組 	<ul style="list-style-type: none"> ・冷涼な気候を生かした長期滞在型観光の促進 ・釧路空港や釧路港での受入のための取組による観光客の満足度向上及びチャーター便の誘致 ・地域特性を活かした体験型観光メニューの充実 ・ちょっと暮らし（体験移住）滞在日数の増加
根 室	「E北海道ねむろのくに」の地域ブランド創造	<ul style="list-style-type: none"> ・体験型観光資源の情報集約と情報発信強化 ・地場商品の販路拡大及び地域ブランド力の強化を図るため、道内外の流通関係パイヤーを招き、管内事業者との商談会を開催 ・修学旅行誘致に向けた検討会を開催 	<ul style="list-style-type: none"> ・「E北海道ねむろのくに」ネットワークへの参加事業者数の増 ・地域の食ブランド向上を目指し、生産者や食関連事業者が活動を開始 ・「根室管内教育旅行誘致推進協議会」の設立

■ 点検結果

- 市町村や民間団体など地域の多様な主体と連携・協働し、国の事業や道の関連する事業、地域づくり総合交付金や振興局独自事業など、様々な施策を効果的に組み合わせて取り組む、地域重点プロジェクトを推進し、安心な農産物の魅力発信や、食産業立国の形成に向けた一次産品・加工品のブランド化、地域資源を活かした広域観光ルートの形成など、新たな地域活性化の芽が着実に育ってきた。

(2) 道民意見等の反映

(道民の意見等の反映)

第6条 道は、地域振興に関する施策に道民及び市町村の意見及び提案を反映させるため、体制の整備その他の必要な措置を講ずるものとする。

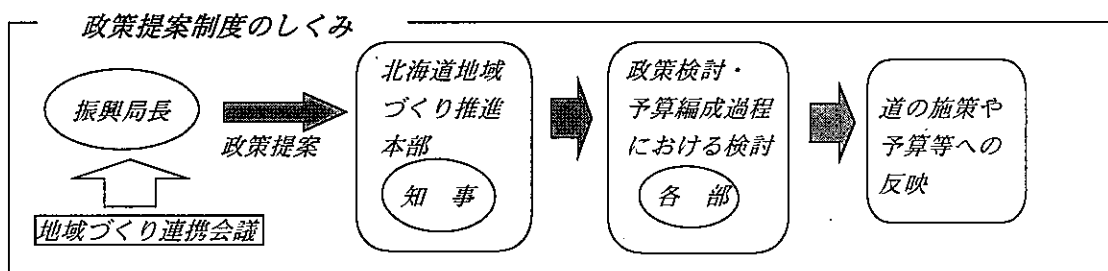
【条文の趣旨】

- 第6条は、道民や市町村の参画のもと、地域のニーズに沿った施策を推進するため、地域振興に関する道民や市町村の意見を把握し、道の施策に的確に反映していくための体制を整備することを規定している。

■ これまでの取組

- これまで、市町村長や国の機関、地域の関係者などが参画し、振興局ごとに設置している「地域づくり連携会議」や、知事と市町村長の意見交換の場である「地域づくり推進会議」などを通じて、道民や市町村の意見把握に努めてきた。
- 「地域づくり連携会議」における地域からの意見・提案等は、各振興局における検討を経て、知事を本部長とする「地域づくり推進本部」の場で振興局長から「政策提案」として提案され、道の施策や予算の反映に向けた検討を行った。
- 平成21年度からの5年間で、延べ449件の政策提案が行われ、そのうち170件が予算の新規・拡充として反映されるなど、地域の意見が施策に反映されてきた。

《各振興局からの政策提案》



【政策提案件数及び施策反映状況】

年度	検討項目数	新規・拡充	継続事業	制度創設等	既存施策	国等提案	検討など
H21	82	33	16	2	20	8	3
H22	78	35	4	5	18	11	5
H23	102	37	20	1	13	21	10
H24	115	40	19	3	14	25	14
H25	72	25	14	0	15	7	11
計	449	170	73	11	80	72	43

振興局からの政策提案に係る施策・事業への反映状況（平成24～25年度の主なもの）

	振興局からの政策提案	反映された本庁各部施策・事業
食産業振興	○フード特区効果の全道への波及など、食産業の振興に向けた食品企業等への支援強化（石狩）	★フード特区の優遇措置等を活用した事業の推進、食品機能性表示制度を活用した商品開発や販路拡大に向けた取組の推進（経済部）
	○ワインの産地基盤の強化と、産地のブランド化の推進等により食と観光の潜在力を引き出す地域活性化の取組（空知） ○醸造用ブドウのブランド力強化など地域特産農産物振興の推進（後志）	★ワイン・フーズをテーマとするツアー人気を踏まえた地域の魅力発信、食と観光の連携強化の推進（経済部） ★銘醸ワイン品種の導入実証、ワイナリーと農業者による栽培検討会の開催など、ワインぶどうの生産振興の推進（農政部）
観光振興・新幹線開業	○「食」や「食文化」をテーマとした新たな旅行商品の開発やモニターツアーの実施など、地域の強みを生かしたフードツーリズムを推進（上川）	★「食」など地域素材の活用をテーマとした着地型旅行商品の造成に取組むプロジェクトへの支援（経済部）
	○長期滞在型観光や広域連携による観光地づくりに向けた事業の充実〔受入体制の整備、二次交通対策、広域観光ルート開発等〕（道東4振興局共同提案） ○LCC利用者への旅客動態調査の実施と、観光客誘致に向けた関係機関の連携体制の構築（石狩）	★地域資源を活用した旅行商品づくりや受入体制整備による滞在型観光地づくり（経済部） ★LCCや新幹線開業効果を最大限に生かした誘客活動の推進（経済部）
環境	○新幹線開業に向けた地域振興策を戦略的に展開するため、「カウントダウン・プログラム」の着実な推進に向けた体制の整備と、プログラムに掲げる情報発信・気運醸成の取組推進（道央・道南振興局共同提案）	★道内外の気運醸成に向けた新幹線開業PRのプロモーション等実施（総合政策部）
	○圏域を越えた連携による木質バイオマスの安定供給を図るための仕組みの構築（上川・十勝共同提案）	★地域における木質バイオマス利用促進に向けた取組の支援（水産林務部）
鳥獣被害対策	○エゾシカ緊急対策期間の延長による集中対策や鳥獣被害防止対策交付金による対策の継続など、エゾシカ被害対策の総合的な推進（道東4振興局共同提案） ○海獣類による漁業被害の低減と漁具被害とへの補償制度の創設など、漁業経営への支援（8振興局共同提案）	★エゾシカ対策の強化継続（環境生活部、水産林務部、農政部） ★トド・オットセイ海獣被害総合対策の推進（水産林務部）

【地域づくり連携会議延べ開催回数】

年度	道央	道南	道北	オホーツク	十勝	釧路・根室	合計
H21	7	3	4	1	4	3	22
H22	10	2	4	1	4	2	23
H23	10	2	6	1	1	2	22
H24	16	5	9	2	4	5	41
H25	10	2	6	2	4	2	26

【地域づくり推進会議（延べ開催回数）】

年 度	回 数
平成21年度	4回（4地域 30市町村）
平成22年度	6回（6地域 45市町村）
平成23年度	2回（2地域 18市町村）
平成24年度	1回（1地域 8市町村）
平成25年度	2回（2地域 8町）
合 計	15回（15地域 109市町村）

- 振興局長をはじめ振興局幹部が、地域に出向き、地域のキーパーソンや市町村長等と率直かつ気さくに意見交換する場として「ラウンドテーブルミーティング」を開催してきた。ラウンドテーブルミーティングなどで把握した地域課題の解決に向けては、課題に応じて振興局職員を短期的に市町村に派遣する「地域にどんどん飛び出し隊」を編成し、市町村職員等とともに課題解決に当たってきた。

年 度	ラウンドテーブルミーティング (開催件数)	地域にどんどん飛び出し隊 (派遣件数及び延べ人数)
平成23年度	78件	99件 565人
平成24年度	79件	81件 566人
平成25年度 (H25年12月末現在)	96件	102件 532人

- 市町村や道民からの意見や提案等を地域振興に関する施策に反映させるため、総合開発期成会等の要望や施策に関する市町村からの意見調査、道州制特区制度を活用し、施策等への反映に努めるとともに、国の制度や施策に関する事項については、国への要望を行った。

【総合開発期成会等要望聴取団体数】

年 度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
団体数 (期成会・市町村)	21(16・5)	21(16・5)	21(16・5)	20(16・4)	19(16・3)

【国への要望状況】

年 度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
国への要望時期※	平成21年7月	平成22年7月	平成23年7月	平成24年7月	平成25年8月

※「国の施策及び予算に関する提案・要望」として取りまとめ、要望

【地域振興に関する施策等に係る市町村意見調査等の実施状況】

内 容	対 象	実施年度
連携地域別政策展開方針策定に関するアンケート調査	市町村	平成24年度
地域づくり総合交付金に関するアンケート調査	市町村	毎 年 度
過疎地域自立促進方針策定に関する意見照会	市町村	平成22年度
北海道離島振興計画の策定に関する意見照会	市町村	平成24年度
住民自治や住民参加、協働等に関する市町村の取組状況調査	市町村	毎 年 度

【道州制特区制度により募集した道民アイデア、特区提案件数等】

募集した道民アイデア件数	426件
国への特区提案回数（項目数）	5回（30項目）
国の対応状況	国が対応を行うとしたもの 22項目 継続して検討する等としたもの 8項目

期間：平成19年3月～平成25年3月

- 振興局が、総合出先機関としての事務の完結性を備え、政策機能が一層発揮できるよう、地域づくり総合交付金における事業採択権の委任や、振興局独自事業における事業決定権の強化、さらには、組織編成権に係る地域裁量枠の付与など、振興局長の権限強化を進めてきた。

■ 点検結果

- 地域の意見を道の施策や予算に反映させる仕組みとして、「地域づくり連携会議」など様々な機会を捉えて把握した地域意見を、各振興局長が知事に「政策提案」を行う「政策提案制度」を実施し、効果的に運用した。
- 地域の創意と主体性を活かした取組を支援していくため、振興局職員が地域ニーズを把握し振興局独自の施策等に反映させる仕組みとして、「ラウンドテーブルミーティング」や「地域にどんどん飛び出し隊」の仕組みを創設し、有効に活用した。
- 地域課題に迅速かつ的確に対応するため、振興局長の権限強化を図るなど振興局の体制を整備した。

(3) 地域支援施策

(地域振興に関する取組等への支援)

第7条 道は、地域振興に関し、道民の主体的な取組を促進し、及び市町村が実施する施策を支援するために必要な施策（次項において「支援施策」という。）の充実に努めるものとする。

2 道は、支援施策を実施するに当たっては、道民及び市町村の協働による取組並びに地域相互の連携及び補完による広域的な取組が促進されるよう努めるとともに、人口構造、産業構造等の変化による社会経済への影響が特に懸念される地域の振興に十分配慮するものとする。

【条文の趣旨】

- ・ 第7条は、道民や市町村の主体的な取組に対して、道は支援施策の充実に努めることを規定し、支援施策の実施に当たっては、地域格差是正という観点から、過疎地域など条件不利地域に対して配慮しながら支援施策を実施することを求めている。

■ これまでの取組

- 道ではこれまで、地域づくり総合交付金（旧地域政策総合補助金）や振興局独自事業などの地域振興施策により、市町村や地域の民間団体等が実施する創意と主体性を活かした取組を支援するとともに、各振興局は「地域づくりの拠点」として、地域課題解決に向け自ら企画立案して事業を実施してきた。
- 地域づくり総合交付金については、地域再生加速事業に係る審査・採択権限を振興局長へ移譲し、振興局長が交付決定することとしたほか、広域的なプロジェクトに対する重点的な支援など、制度の充実を図るとともに、幅広い需要に応えるため、必要な予算の確保に努めてきた。また、地域再生加速事業、地域づくり推進事業の実施に当たり、広域的な取組の推進、社会経済への影響が特に懸念される地域への配慮のための措置を行ってきた。

【制度の概要】

区 分	対象事業	特 徴
地域再生加速事業	・地域が抱える様々な地域間格差の是正に向け、相互に連携する複数市町村が、住民や民間団体等の多様な主体と協働して地域の再生に意欲的に取り組むプロジェクト	・地域再生プロジェクトは複数のソフト事業で構成。 ・個々の事業間の交付金の配分変更を可能とし、プロジェクトを包括的に支援。
地域づくり推進事業	・地域の創意と主体性に基づく地域の特性や優位性を生かした取組の促進を図るため、市町村等が地域課題の解決や地域活性化を目的として取り組む事業	・地域課題の解決や地域活性化を目的としたハード系事業、ソフト系事業を幅広く支援。

【制度の概要】

区 分	対象事業	特 徴
特定課題対策事業	・全道的な観点から対応する必要がある重点課題及び地域における懸案課題の解決を目的として市町村等が取り組む事業	・全道的な重点課題については、財政課協議を含め本庁で支援の必要性を検討。 ・地域における懸案課題の対象事業は現在「流木処理対策事業」のみ。

【予算の確保】

(単位：千円)

年 度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
予 算	3,150,000	3,410,000	3,460,000	4,000,000	4,000,000	4,200,000

【制度の拡充】

年 度	制度改正の推移
平成21年度	○地域政策総合補助金 ・ハード系事業の下限額を緩和 (一般 1,000万円 → 500万円、(改修) 500万円 → 250万円)
平成22年度	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> 地域再生チャレンジ交付金と地域政策総合補助金を統合・再構築し、地域づくり総合交付金を創設 </div> ○地域づくり推進事業 ・備品購入費の緩和 (対象外経費→交付対象経費の1/5を限度) ・維持補修事業の緩和 (施設の長寿命化に係る維持補修を対象化) ・権限移譲推進に係る事業区分を創設 (備品購入費の緩和 下限額緩和10万円) ・埋蔵文化財緊急発掘事業の下限額を緩和 (500万円 → 250万円) ○地域再生加速事業 ・審査・採択権限を振興局長に移譲 ・委託費の緩和 (委託費の占める割合が著しく高い事業は対象外 →交付対象経費の9/10以上占める事業は対象外。ただし、市町村が直接 実施困難な場合は9/10以上も対象とできる。 ○特定課題対策事業 ・エゾシカ被害防止緊急捕獲事業を追加 (H23～地域づくり推進事業に移行)

【制度の拡充】

年 度	制度改正の推移
平成23年度	<p>○地域づくり推進事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・移住促進施設整備事業を追加 { 維持補修事業の緩和 } ・地域環境サポーター支援事業を追加 ・福祉振興・介護保険基盤整備事業 ～自助具給付事業、福祉避難所機能確保促進事業を追加
平成24年度	<p>○地域づくり推進事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・医師用住宅整備事業を追加 { 維持補修事業の緩和 } ・過疎債・辺地債活用事業を「採択の優先度が低い事業」に位置づけ
平成25年度	<p>○地域づくり推進事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域防災力強化に係る事業区分を創設 { 維持補修事業の緩和 公用施設整備事業の緩和 備品購入費の緩和 下限額の緩和：ハード系事業50万円 } ・集落維持・活性化促進に係る事業区分を創設 { 備品購入費の緩和 下限額の緩和：ハード系事業50万円 } ・地方交付税措置のある地方債活用事業を「採択の優先度が低い事業」に位置づけ

【広域的な取組の推進】

区 分	取組状況
地域再生加速事業	<ul style="list-style-type: none"> ・平成25年度から、交付対象者を「市町村、一部事務組合及び広域連合並びに複数の市町村で構成する協議会等」から「一部事務組合及び広域連合並びに複数の市町村で構成する協議会等」に改正し、広域的な取組を推進
地域づくり推進事業	<ul style="list-style-type: none"> ・地域づくり総合交付金（地域づくり推進事業）実施要綱において、「広域的に連携する事業」を優先的に採択する事業に位置づけ、広域的な取組を推進

【社会経済への影響が特に懸念される地域への配慮】

区 分	取組状況
地域再生加速事業	・地域が抱える様々な地域間格差の是正に向け取組事業を支援するものであり、プロジェクトの審査において「人口減少率」、「高齢者率」等の指標を活用し、条件不利地域に対する配慮を実施
地域づくり推進事業	<p>・地域づくり総合交付金（地域づくり推進事業）実施要綱において、交付対象事業の採択として、団体の財政状況を踏まえた 配慮を実施</p> <p>交付事業の採否及び交付金額の決定に当たっては、当該団体の要望事業数、要望額や過去の採択状況に加え、当該団体の財政規模、財政調整基金やその他の基金の積立状況等財政状況についても考慮するものとする。</p>

- 振興局独自事業については、振興局に対する予算を枠配分とし、振興局長の裁量により事業決定を行うなど、制度を拡充してきた。

【年度別事業数、予算額、制度の見直し等】

年 度	事業数	予算額(千円)	制度の見直し等
平成21年度	66事業	95,800	
平成22年度	68事業	95,800	枠配分予算とし「振興局採択枠」と「本庁採択枠」を設定
平成23年度	77事業	95,800	
平成24年度	81事業	86,220	
平成25年度	82事業	105,380	振興局採択枠及び本庁採択枠の拡充

【振興局別地域政策推進事業の主なもの（平成25年度）】

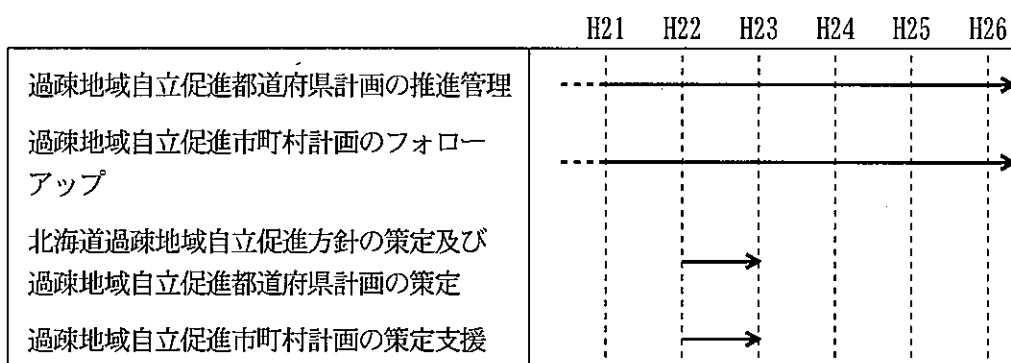
空 知	<ul style="list-style-type: none"> ・「醸造用ぶどうと空知産ワインの振興」推進事業 ・そらいちのファンづくり推進事業 ほか
石 狩	<ul style="list-style-type: none"> ・石狩観光スタイル情報発信事業 ・都市型再生可能エネルギー普及推進事業 ほか
後 志	<ul style="list-style-type: none"> ・後志広域景観づくり推進事業 ・ディスカバリーしりべし「食の魅力」向上推進事業 ほか
胆 振	<ul style="list-style-type: none"> ・「地域文化の学校～学ぶ・繋がる・発信する～」広域展開事業 【胆振・日高・渡島・オホーツク・釧路】 ・胆振ブランドの生産力強化・魅力向上推進事業 ほか
日 高	<ul style="list-style-type: none"> ・日高地域のコンブ漁業の生産安定に向けた総合対策事業 ・地域連携防災力パワーアップ事業 ほか
渡 島	<ul style="list-style-type: none"> ・道南ブランドステップアップ事業 【渡島・檜山】 ・北海道新幹線開業に向けた広域観光推進事業【渡島・檜山・後志・胆振】ほか
檜 山	<ul style="list-style-type: none"> ・北海道新幹線開業を見据えた「檜山づくし弁当」創作事業 ・新たな檜山農業推進プラン促進事業 ほか

【振興局別地域政策推進事業の主なもの（平成25年度）】

上川	・食と観光の融合によるフードツーリズム推進事業 ・上川バックアップ拠点形成推進事業 ほか
留萌	・るもい食療供給地域地産地力強化事業 ・エコアイランド構想実証プロジェクト推進事業 ほか
宗谷	・宗谷地域魅力UP事業 ・サハリン交流推進事業 ほか
オホーツク	・オホーツク地域来訪促進事業 ・オホーツク食の地域ブランド形成ネットワーク確立事業 ほか
十勝	・食王国とかち推進事業 ・食観光モデルルート磨き上げ事業 ほか
釧路	・エゾシカ広域捕獲推進モデル事業 【釧路・オホーツク・根室】 ・釧路管内防災力強化事業 ほか
根室	・地域資源活用型観光推進事業 【根室・オホーツク・釧路】 ・根室地域医療従事者確保事業 ほか

【 】内は当該事業を共同で実施する振興局名

- 過疎地域自立促進特別措置法に基づき、「北海道過疎地域自立促進方針」を策定し、道内の過疎地域の活性化を推進している。平成22年3月末で失効する改正前の「過疎地域自立促進特別措置法（過疎法）」について、道は、関係団体と連携を図りながら新過疎法の制定や制度の拡充などを要望し、過疎対策事業債の拡充などが実施された。

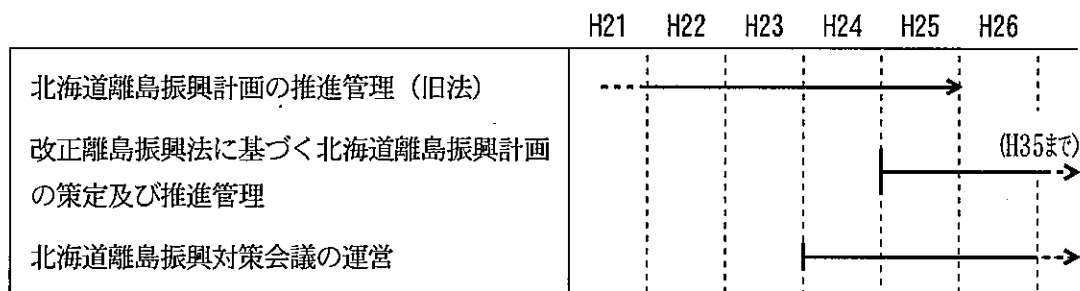


【国への提案・要望等による制度の拡充（平成22年度）】

平成22年3月末で失効する改正前の「過疎地域自立促進特別措置法（過疎法）」について、道は、関係団体と連携を図りながら、新過疎法の制定や制度の拡充などを要望した。

<p>【過疎法改正による過疎対策事業債の拡充】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ソフト事業の追加 地域医療の確保、住民に身近な生活交通の確保、集落の維持及び活性化など住民の安全・安心な暮らしの確保を図るためのソフト事業を対象に追加 ・対象施設の追加 図書館、認定こども園、市町村立の幼稚園、自然エネルギーを利用するための施設の追加

- 社会経済への影響が特に懸念される地域である離島地域に対しては、離島振興法に基づき北海道離島振興計画を策定し、総合的な対策に取り組んできたほか、プロパンガス価格安定事業等の独自支援措置を講ずるなど、離島振興対策を推進した。



【広域的な取組の推進】

区 分	取組状況
「域学連携」地域活力創出モデル実証事業（総務省補助事業）	平成25年度総務省補助事業として採択。利尻島・礼文島地域において、道内外の大学等と連携し、新たな観光商品の開発などを通して離島地域の活性化を図る取組を実施。

- 交流人口を拡大し、定住化につなげることは、地域の維持・活性化に大きく寄与するため、NPO法人住んでみたい北海道推進会議、市町村及び北海道で、構成する北海道移住促進協議会の三者が連携・協力し、効率的・効果的な移住・交流施策の取組を展開してきた。

【各事業等実施状況】

事業等内容	H21	H22	H23	H24	H25
移住・交流に係る地域意見交換会の開催 【開催回数】	-	4	2	3	3
地域おこし協力隊の交流・研修会の開催 【開催回数】	-	1	1	1	1
北海道暮らしフェア（NPO法人主催※） 【開催力所数】	2	3	3	3	3
「ちょっと暮らし」（市町村実施）利用者数 【利用人数】	1159	1199	1517	1975	（未集計）

※NPO法人＝NPO法人「住んでみたい北海道推進会議」

- ・ 移住・交流ビジネス化モデル事業の実施（平成21～23年度）
移住・交流に関わるマーケットを顕在化させ、民間が主体となったコンシェルジュ（総合案内）機能の充実を目指し、ビジネスモデルを構築・検証
- ・ 安全・安心のための移住・二地域居住加速事業の実施（平成23～25年度）
本道への移住や二地域居住を加速するため、体験移住とテレワークを組み合わせた「転地型テレワーク」の試行調査や説明会などを実施

- 人口減少や高齢化の進行に伴い、集落機能の維持・確保が喫緊の課題となっており、その課題解決に向け、地域の主体的な取組を促すための集落対策に関する総合的な施策を展開してきた。北海道における今後の集落対策の指針となる「北海道における集落対策の方向性」を平成25年3月に策定し、各地域で市町村や住民の主体的な取組が速やかにめられるよう、平成25年度からの2年間を「集中対策期間」とし、その後3年間を「対

策定着期間」と位置づけ、集落対策に関する様々な取組を総合的に展開してきた。

年 度	実施状況
平成21年度	<p>◆北海道集落支援員活用モデル事業の実施</p> <p>集落支援員制度の活用を促すため、その活動モデルとなる事業を実施するとともに、その結果を広く発信した。</p> <p><実施地域及び取組結果></p> <ul style="list-style-type: none"> ○乙部町（烏山集落、富岡集落） 活動拠点の設置、地域資源の発掘、将来像の検討など ○喜茂別町（比羅岡集落、栄集落） 告知システムのニーズ把握、災害マップ作成、空き家等のデータベース化など ○沼田町（仲町集落、北竜集落） アンケート調査の実施、集落台帳の作成、支援員活動マニュアルの作成など ○平取町（振内集落、豊糠集落） ワークショップの開催、伝統文化の継承、将来像の検討など ○更別村（上更別農村集落、上更別市街地集落） 既存施設の有効活用の検討、課題などの見える化、集落対策の企画・立案など
平成23年度	<p>◆北海道集落対策促進会議の設置</p> <p>大学やNPO、企業など多様な主体が連携・協働し、集落の維持や住民生活の確保等について総合的な見地から検討を行った。</p> <p><構成メンバー></p> <p>大学教授、NPO法人関係者、民間企業関係者、市町村関係者</p> <p><主な提言内容></p> <ul style="list-style-type: none"> ○対策のスタートアップ（対策の必要性の周知、将来ビジョンの検討 など） ○対策の加速化（具体的な取組への対応、外部人材の確保、モデル事業の展開 など） ○対策の連続性（取組効果の検証・改善、関連情報の一元管理 など） <p>◆平成23年度北海道集落实態調査の実施</p> <p>北海道における集落対策に関する今後の具体的な取組方策の検討などの基礎資料とするため、道内集落の現状や課題、生活実態などについて調査を実施した。</p> <p><主な調査内容></p> <p>集落毎の年齢区分別人口、世帯数、基幹産業、機能維持の状況 など</p> <p><主な調査結果></p> <ul style="list-style-type: none"> ○全国を上回るスピードで高齢化が急速に進行 H22：国22.8% 道24.7% H32：国29.2% 道32.2% ○10年後には高齢化率50%を超える集落が急増 65歳以上が50%以上 475集落（12.6%） 55歳以上が50%以上 2,337集落（62.2%）

年 度	実施状況
平成24年度	<p>◆北海道における集落対策の方向性の策定</p> <p>北海道集落対策促進会議からの提言や北海道集落实態調査の結果などを踏まえ、中長期的な課題も含めた本道における今後の集落対策の指針となる「北海道における集落対策の方向性」を平成25年3月に策定した。</p> <p><展開方策></p> <ul style="list-style-type: none"> ○集落対策の必要性など意識の醸成 集落対策の方向性の周知、フォーラムの開催、専門家など人材に関する情報提供 など ○横断的なサポート体制の確立 一体的かつ横断的な支援体制の強化、地域を支える人づくり など ○特性や課題に応じた対策の促進 モデル的な施策の実践と効果の検証、緊急的な課題への対応 など <p>◆平成24年度北海道集落实態調査の実施</p> <p>北海道における集落対策に関する今後の具体的な取組方策の検討などの基礎資料とするため、道内市町村における集落対策に関する取組姿勢や取組状況、生活関連施設の状況などについて調査を実施した。</p> <p><主な調査内容></p> <p>市町村における集落対策の状況、集落対策に係る制度利用の状況、生活関連施設の状況 など</p> <p><主な調査結果></p> <ul style="list-style-type: none"> ○市町村における集落対策の実施状況 62市町村 (35.0%) ○地域おこし協力隊の活用状況 35市町村 (19.6%)
平成25年度	<p>◆北海道集落総合対策モデル事業の実施</p> <p>道、市町村、住民、NPO、団体・企業、大学、試験研究機関など、各方面の関係者が一体となって、道内3カ所のモデル地区において集落対策に関する取組を実践し、その効果を検証するとともに、その結果を広く発信する取組を進めている。</p> <p><モデル地区></p> <ul style="list-style-type: none"> ○基幹産業モデル（占冠村：占冠・中央・双珠別地区） 木質バイオマスなどの地域資源を活用した産業の振興などについての検討 ○高齢化モデル（幌加内町：母子里地区） 5～10年後を見据えた集落の将来像などについての検討 ○再編統合モデル（深川市：納内地区） 散在型の集落内の将来に向けた再編・集住化などについての検討 <p>◆北海道集落総合支援事業の実施</p> <p>集落対策の必要性など意識の醸成や調査研究、情報発信、集落を支える人材の発掘や育成を図るなど、地域の主体性に基づく集落対策を促すための取組を進めている。</p>

年 度	実施状況
平成25年度	<p><主な取組内容></p> <ul style="list-style-type: none"> ○専門家などによる集落問題研究会の開催（全5回） ○集落問題地域フォーラムの開催（全6回） ○集落地域リーダー養成講座の開催（全6回） ○集落支援に関する多様な人材のネットワーク化の検討 <p>◆平成25年度北海道集落实態調査の実施</p> <p>北海道における集落対策に関する今後の具体的な取組方策の検討などの基礎資料とするため、平成23年度及び平成24年度の調査の結果を踏まえ、道内市町村における集落人口や高齢化の状況、集落対策の取組、生活関連施設の状況などについて調査を実施した。</p> <p><主な調査内容></p> <p>集落毎の年齢区分別人口、市町村における集落対策の状況、集落を支えていく人材の活用状況、生活関連施設の状況 など</p> <p><主な調査結果></p> <ul style="list-style-type: none"> ○道内集落数 3,747集落（H23:3,757集落） ○人口100人未満の集落 2,066集落（H23:2,019集落） ○高齢化率が50%を超える集落 603集落（H23:475集落） ○市町村における集落対策の実施状況 85市町村（H24:62集落） ○地域おこし協力隊の活用状況 58市町村（H24:35集落）

【社会経済への影響が特に懸念される地域への配慮】

人口減少や高齢化の進行に伴い、日常の交通手段の確保や買い物など様々な課題を抱えている道内集落では、こうした課題への具体的な対応が求められていることから、「北海道における集落対策の方向性」に基づき、各地域で市町村や住民の主体的な取組が速やかに進められるよう、集落対策に関する様々な取組を総合的に展開してきた。

- 平成22年に設置した「広域的な連携を活用した地域づくり促進検討会（道・市長会・町村会で構成）」において、道内市町村の広域的な連携に関する課題について相談対応、助言、情報提供、人材派遣などを行うとともに、効果的な支援策のあり方について総合的に検討するなど地域での具体的な取組を支援してきた。

	H21	H22	H23	H24	H25	H26
・「広域的な連携を活用した地域づくり促進検討会」による相談対応等			→	→	→	→
・検討ワーキンググループによる検討			→			
・「広域連携職員派遣制度」による職員派遣					→	→

- ・ 広域的な連携を活用した地域づくり促進検討会の下に、「自治体法務」「税務」「社会資本」の3分野に関するワーキンググループを置き、広域連携の効果や具体的な連携手法等について検討結果報告書を作成し、ホームページ上で情報提供を行った。

<検討ワーキンググループによる検討結果報告書発行>

平成23年 7月 自治体法務ワーキンググループ

平成23年 9月 税務ワーキンググループ

平成23年 10月 社会資本分野での連携のあり方検討ワーキンググループ

- 地域特性が異なる市町村同士が不足する地域資源を相互に補完し合いながら、災害時の相互応援も想定し幅広い交流を行うことを目指す包括交流連携の検討に資する様々な情報提供を行うとともに、市町村の意向把握に努めてきた。

年度	取組状況
平成24年度	<ul style="list-style-type: none"> ・地域連携の取組等に関するアンケート調査 ・連携意向のあった市町村への追加アンケート調査 ・本別・白糠の包括交流連携協定締結
平成25年度	<ul style="list-style-type: none"> ・包括交流連携に係るホームページ（市町村情報バンク）の開設 ・市町村に対する個別説明や各種会議の場での情報提供等

- 少子高齢化、人口減少が進む夕張市において、財政再生計画の着実な実行により、財政再建地域の再生が図られるよう財政支援や職員派遣などの取組を行ってきた。

計画期間中の道の支援総額見込み：約46億円

年度	主な施策の実施状況
平成21年度	夕張市財政再生計画の策定などのため、道職員の派遣や助言等を実施
平成22～25年度	夕張市財政再生支援対策費補助金等の財政支援や、財政再生計画の着実な実行のための道職員の派遣や助言等を実施

- 市町村等の主体的取組を促進し、及び市町村が実施する施策を支援するため、道の各種規制等を緩和するなどの「北海道チャレンジパートナー特区制度」の運用を行ってきた。

【主な取組事例】

- ・保健・福祉一体化推進特区（H17 上磯町（現北斗市））
- ・長沼町グリーンツーリズム推進特区（H19 長沼町）

【平成21～25年度実施状況】

制度に関する周知、募集を年3回実施実施（申請件数0件）

- 地域のことは地域で決めるという市町村の主体的取組を促進するため、市町村が移譲を受けやすくする環境整備を行いながら、道から市町村への事務・権限移譲を着実に進めてきた。

【事務・権限移譲状況】

年度	移譲権限数	市町村数
平成22年度	456権限（延べ5,853権限）	176 市町村
平成23年度	430権限（延べ2,991権限）	171 市町村
平成24年度	560権限（延べ2,132権限）	102 市町村
平成25年度	519権限（延べ1,471権限）	71 市町村

[市町村が移譲を受けやすくする環境整備]

職員派遣の実績：14名／14市町（平成22～25年度）

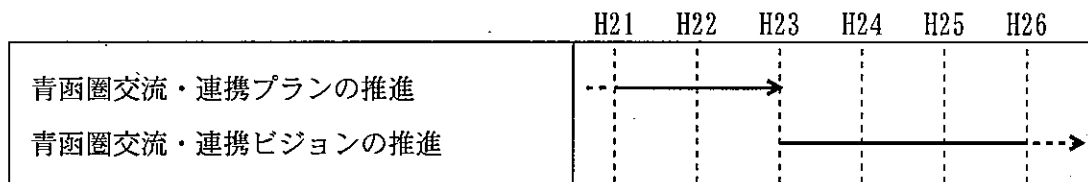
財政支援の実績：14,000千円／57市町村（平成22～24年度）

- 北海道遺産の保全・活用など、北海道遺産構想定着を促進してきた。

【これまでの取組】

- ・道政広報コーナーでのパネル展実施
- ・「広報誌ほっかいどう」での北海道遺産の紹介
- ・道庁ブログでのPR記事掲載
- ・包括連携協定による「ほっかいどう遺産WAON」発売 など

- 北海道、青森県の産学官125団体で構成する「青函圏交流・連携推進会議」において平成23年度に策定した「青函圏交流・連携ビジョン」に基づき、道南地域と青森県との交流・連携を推進し、食や観光など地域の強みや特色を活かした活力ある青函圏の形成を図ってきた。



- 「地域にどんどん飛び出し隊」（短期業務対応派遣制度）の取組により、市町村等と緊密に連携し、地域の活性化や地域課題の解決を図ってきた。

年 度	派遣件数	延べ人数
平成23年度	99件	565人
平成24年度	81件	566人
平成25年度(H25年12月末現在)	102件	532人

■ 点検結果

- 地域づくり総合交付金においては、各振興局長への事業採択権限の移譲のほか、事業メニューの追加や対象経費の拡大、さらには予算の増額など、地域のニーズに応じて制度を拡充してきた。
- 振興局独自事業においては、各振興局長の事業決定権限の強化や振興局長の組織編成権を活用し、振興局がその機能を十分発揮できるよう制度の充実を図ってきた。
- また、両施策の推進にあたっては、広域的な取組の推進が図られるよう制度構築をしておき、地域づくり総合交付金事業の実施にあたっては、条件不利地域に対して制度上の配慮を行ってきた。

- こうした地域支援施策の展開を通じて、木質バイオマスを活用したエネルギーの地産地消、農林業被害の減少を図るエゾシカの捕獲と有効活用、ワインやチーズなど地域の食を活かした観光客の誘致、さらには東日本大震災を踏まえた避難所等の整備などが進められており、地域の創意と主体性を活かした地域の活性化や地域課題の解決に一定の役割を果たしてきた。

- 道から市町村への事務・権限の移譲が進んだ（年400～600権限）。

(4) 職員の交流

(職員の交流)

第8条 道は、市町村と緊密に連携し、地域振興に関する施策を推進するため、職員の派遣その他の市町村との職員の交流の充実を図るものとする。

【条文の趣旨】

- ・ 本条例は、「市町村と緊密に連携」することを道の責務として規定（第3条第3項）しており、第8条は、道と市町村との緊密な連携による地域振興を進めるための方策の一つとして、市町村との職員交流の充実を図ることを定めている。

■ これまでの取組

- 本条項を踏まえ「市町村への職員派遣推進方針」を策定し、自治法派遣などの従来からの職員派遣に加え、平成21年度に、市町村との緊密な連携による地域振興を図るための「地域振興派遣」や、道から市町村への権限移譲を促進するための「権限移譲派遣」を新たに制度化した。
- さらに、平成24年度には市町村の広域的な連携による行政体制の整備促進のための「広域連携派遣」、自主財源確保のため「徴収対策連携派遣」を創設し、市町村への職員派遣制度を充実させてきた。
- 新たな職員派遣制度により、毎年50名程度の職員を市町村に派遣し、地域振興や権限移譲などの取組の推進を図ってきた。

【制度改正の推移】

年 度	制度改正の推移
平成21年度	<ul style="list-style-type: none"> ○ 市町村への職員派遣の充実に向けた道としての基本的な考え方や派遣制度の枠組み等を規定する「職員派遣推進方針」を策定 ○ 同方針に基づき、基本的な給与費を道が負担する新たな職員派遣制度として「<u>地域振興派遣</u>」と「<u>権限移譲派遣</u>」を創設
平成22年度	<ul style="list-style-type: none"> ○ 派遣開始 <ul style="list-style-type: none"> ・ 派遣期間平成22～23年度（地域振興：18市町村、権限移譲：7市町）

平成23年度	・派遣期間平成23～24年度（地域振興:21市町村、権限移譲:4市町）
平成24年度	・派遣期間平成24～25年度（地域振興:24市町村、権限移譲:1市町） ○「市町村への職員派遣推進方針」及び「道と市町村等の職員交流要綱」の改正 「広域連携派遣」及び「徴収対策連携派遣」を創設
平成25年度	・派遣期間平成25～26年度 （地域振興:20市町村、権限移譲2町、広域連携3市等、徴収対策連携6団体）

【職員交流実績】

(人)

区分		H21	H22	H23	H24	H25	累計
市町村等との結びつきの強化							
自治法派遣	道→市町村等	15	12	42	38	22	129
出向（退職派遣）	道→市町村等	1	0	2	2	2	7
相互交流	道→市町村等	72	84	85	71	73	385
	市町村等→道	69	82	81	69	72	373
実務研修	市町村等→道	15	19	16	15	16	81
広域的な見地からの市町村との連携							
財政再生派遣	道→市町村等	10	11	12	12	13	58
権限移譲派遣	道→市町村等	—	7	11	5	3	26
市町村合併派遣	道→市町村等	1	0	0	0	0	1
広域連携派遣	道→市町村等	—	—	—	—	3	3
地域振興派遣	道→市町村等	—	18	39	45	43	145
徴収対策連携派遣	道→市町村等	—	—	—	—	6	6

【平成25年度 地域振興等派遣テーマ】

派遣区分	派遣先市町村等	派遣テーマ
地域振興派遣	栗山町	栗山町農業ルネッサンスの推進と活力ある地域営農システムの構築
	沼田町	活力ある沼田農業の発展による地域振興モデルの確立
	恵庭市	恵庭市の観光促進と広域展開に関する企画立案・事業推進
	江別市	北海道フード・コンプレックス国際戦略総合特区の推進
	蘭越町	担い手の育成確保対策と高収益作物の定着・加工・流通システムの構築
	仁木町	持続可能な力強い農業の推進
	厚真町	次世代に繋がる農業経営の確立に向けた取組の推進

【平成25年度 地域振興等派遣テーマ】

派遣区分	派遣先市町村等	派遣テーマ
地域振興派遣	白老町	国等との連携による「象徴空間」の整備促進と地域文化の発信
	平取町	循環型森林経営計画と森林環境政策の推進
	鹿部町	新幹線開業に向け観光分野での戦略的な市町連携の推進を通じた地域の活性化
	森町	交通ネットワーク整備と豊富な産品を活かした観光の推進
	占冠村	地域資源を活用した集落の活性化
	東神楽町	魅力ある農業経営ビジョンの策定
	天塩町	地域農業の再生と持続可能なまちづくり
	浜頓別町	広域公共交通路線の維持改善対策
	大空町	女満別空港利用促進と広域連携の推進
	紋別市	広域観光の振興・空港対策
	上士幌町	子育て推進によるまちづくり
	釧路市	移住・定住の促進と地域資源を生かした滞在型観光の推進
	根室市	根室再興政策プロジェクト産業活性化プランの推進
	権限移譲派遣	上富良野町
下川町		「母子寡婦福祉」など16パッケージ
広域連携派遣	千歳市	ごみ処理共同化(千歳、北広島、長沼、南幌、由仁、栗山)
	西いぶり広域連合	消防共同化(室蘭、登別、伊達、豊浦、壮瞥、洞爺湖)、火葬場共同化(室蘭、伊達、壮瞥)
	稚内市	公平委員会共同設置(宗谷管内市町村1市9町)
徴収連携派遣	後志広域連合税務課 日高管内地方税滞納整理機構 渡島・檜山地方税滞納整理機構 上川広域滞納整理機構 十勝市町村税滞納整理機構 釧路・根室地方税広域滞納整理機構	市町村税(個人道民税含む)等の徴収取組の推進

【地域振興派遣における取組成果の例】

派遣先市町村	派遣期間	派遣テーマ	取組の成果
上ノ国町	H22～23	ナマコ栽培漁業の確立	道のナマコの放流技術及び藻場造成技術の開発の取組と連携し、種苗生産技術の底上げ及び安定化が図られた。
下川町	H22～23	環境モデル都市の推進	「地域再生スマートコミュニティ創造事業」を企画、実施し、国の指定である「環境モデル都市」「環境未来都市」に係る取組を推進した。
羅臼町	H22～23	地域医療体制の確立に向けた取組	新診療所の開設準備として委員会設置及び準備活動、医師確保活動、指定管理制度導入に取り組み(H24.7開設)、地域医療体制の確立が図られた。

【地域振興派遣における取組成果の例】

新十津川町	H23～24	担い手対策及び農地の有効活用ビジョン推進に係る広域連携事業	地域農業の持続的発展を目的とし、農業振興公社を設立、農産物のブランド化を図るため札幌等におけるPR等により、知名度の向上が図られた。
中頓別町	H23～24	地域資源を生かした地域づくり（ツーリズム、起業化）の推進	「ジオツーリズム創出による地域力再生プロジェクト」において「ジオパーク構想」を策定し、学校への普及啓発、マニュアルの作成等を行いジオツアーに向けた下地づくりを推進した。
大空町	H23～24	定住自立圏・交流拡大プロジェクト～多様な交流・地域の魅力づくり～	若者有志のプロジェクトチームにより「圏域」への誘いのツールである「旅マップ」の作成活動、交通弱者対策・2次交通の整備を図る「モビリティアッププロジェクト」に係る検討などにより交流拡大の機運醸成が図られた。

- 市町村と緊密に連携し、地域振興に関する施策を推進するため、道と市町村の共同政策研究を実施し、連携地域別政策展開方針に基づく取組の加速を図るなど内容の充実に努めてきた。

年 度	開 催 回 数
平成21年度	13支庁において20回
平成22年度	14振興局において20回
平成23年度	14振興局において37回
平成24年度	13振興局において29回
平成25年度	12振興局において22回

【事業化に結びついた主な研究事例】

- ・住宅団地の活性化（高齢者の住み替え支援等）【平成19～24年度 石狩振興局】
- ・パワーアップ・イブリ・プロジェクト構成メンバーによる地域づくりに関する研究
【平成23年度 胆振総合振興局】
- ・さくらウニを活かした観光振興の研究【平成23年度 日高振興局】
- ・天塩川流域の環境や自然の恵みを活かした地域づくり【平成22～24年度 上川総合振興局】
- ・地域情報伝達に関する研究【平成24年度 釧路総合振興局・根室振興局】

■ 点検結果

- 地域振興、権限移譲、広域連携、徴収対策連携の4つの派遣制度の創設により、年間50名程度の職員を市町村等に派遣し、地域重点プロジェクトや権限移譲、広域連携の推進等を図った。
- また、職員の派遣や交流により、振興局と市町村の連携が強化され、市町村意見の的確な把握や、市町村の主体的取組に対する効果的支援、道の地域振興施策の一層の推進が図られた。

(5) 人材の育成等

(人材の育成等)

第9条 道は、地域振興を担う人材の育成を図るため、道民が地域の特性、実情及び課題に応じた取組を進める上で必要とされる知識及び技能を習得し、並びに地域振興に取り組んでいる人々との交流を深める機会の確保その他の必要な措置を講ずるものとする。

2 道は、地域振興に関する施策を効果的に推進するため、事業者、大学等の協力を得て、それらの人材、知見、技術等の活用に努めるものとする。

【条文の趣旨】

- 本条例は、地域振興を進めるうえでの基本理念として、「道民及び市町村の創意と主体性」を規定（第2条第1号）しているが、第9条は、こうした地域の創意と主体性を活かした取組が展開されていくために、道は、その担い手となる人材の育成を図ることとし、知識技能の習得や交流の場を確保するとともに、地域振興施策の効果的な推進のため、事業者や大学等のノウハウの活用に努めることを定めている。

■ これまでの取組

- 知識技能の習得や交流の場の確保を通じて、地域づくりの人材育成などの措置を講じることとしており、これまで、「地域力向上サポート事業」や「新しい公共支援事業」などにより、地域づくりに主体的に取り組む人材の育成を図ってきた。
- また、NPO法人等の活動基盤の形成、NPO法人と行政の協働のモデルづくりなど、地域振興に向けた人材の育成に努めてきた。

【地域力向上のための研修会等の実施状況】

年度	研修会等の内容	実施力所数及び開催場所
平成21年度	行政とNPOをつなぐ・ファシリテーター養成セミナー	5カ所（岩見沢市、帯広市、網走市、函館市、石狩市）
平成22年度	地域力向上サポート実践研修会	3カ所（江差町、釧路市、稚内市）
平成23年度	地域力向上サポート実践研修会	4カ所（浦河町、札幌市、留萌市、根室市）
平成24年度	地域力向上サポート実践研修会	3カ所（室蘭市、倶知安町、旭川市）
平成25年度	地域力向上サポート実践研修会 まちづくり推進条例セミナー	1カ所（札幌市） 1カ所（札幌市）
累 計		17カ所

- ・ 「地域力の育成・向上に向けた取組について」の発行
地域づくりの取組状況や担い手の育成、道内外の先進事例等を取りまとめ、冊子（電子データ）として平成21年3月に発行（ホームページに掲載）。市町村の取組状況調査における意見等を踏まえて毎年度更新してきた。
- ・ 広域的な取組の推進
地域づくりのメーリングリストや、地域力向上サポート実践研修会などでの地域づくりの担い手同士の交流を通じて、市町村の枠にとらわれない連携や広域での事業実施など、広域的な展開を進める取組をサポートしてきた。

【新しい公共支援事業の実施事業（平成23～24年度）】

事業名	事業概要
①NPO等活動基盤強化事業	NPO等同士の交流を促進し、団体経営、財務会計、労務管理、情報発信、事業計画などNPO等の活動基盤の強化を図るとともに、中間支援組織のサポート力を強化するため、人材育成や中間支援組織間のネットワークの構築
②NPO等活動情報整備事業	インターネットのホームページ上にNPO法人の基本データ及び事業報告書や財務諸表等を閲覧できるようにすることで、広く住民や企業等に対して情報提供を行い、法人運営に係る透明性の確保を図り、NPO活動の基盤の強化
③NPO等寄附募集支援事業	新しい公共の担い手であるNPO等の活動を応援する寄附文化を醸成するとともに、団体又は事業に寄附金をつなぐ仕組みづくり
④つなぎ融資への利子補給事業	NPO等が行政から受託した業務の実施に際して金融機関等のつなぎ融資を利用する場合には、当該融資にかかる利子に相当する金額を交付し、NPO等の負担を軽減
⑤新しい公共の場づくりのためのモデル事業	多様な担い手（マルチステークホルダー）からなる新しい公共の体制を構築し、地域の諸課題解決を図るプロセスをモデル的に実施
⑥社会イノベーション推進のためのモデル事業	地域の社会的な課題の解決に向けて、制度・領域横断的な対応により、既存の制度や規制の制約を乗り越える取り組みを試行

【⑤新しい公共の場づくりのためのモデル事業（主なもの）】

<p>■事業名 当別町における団塊世代が研究員となった地域相互ケア及び高齢者就労支援の開発研究モデル事業</p> <p>■事業実施主体 当別町新たな公共の場づくり推進協議会</p> <p>■事業連携団体数 民間企業：4 民間団体等：9 行政：1</p> <p>■事業概要 当別町における公的制度では担うことのできない福祉的諸課題の解決について、地域福祉活動に参画することが少ない団塊世代が自ら研究員となり、地域住民の相互福祉的ケア事業や高齢者就労支援事業の開発研究を進め、事業フレームを構築する。また、研究員がその事業を実施するためNPO等を起業することを狙いとする。</p> <p><主な事業項目> 団塊世代の男性たちに課題解決の担い手として主体性を持たせるプロセスに関する研究／地域住民の相互福祉的ケア事業／高齢者就労支援事業</p>

■事業名

地域資源を活用した富良野地域活性化モデル事業

■事業実施主体

富良野市／一般社団法人富良野デザイン会議暮らしステーション

■事業連携団体数

民間企業：4 民間団体等：2 行政：1

■事業概要

高齢学「ジェロントロジー」（加齢と高齢化に関する学問）を基軸に、富良野地域における高齢者をはじめとした地域住民の「居場所」と「生きがい」を創出するため、地域資源を活用し、地域の誰もが参画できる地域づくりの仕組みを構築していくためのコミュニティデザインを進める。

<主な事業項目>

ワンデーシェフ事業／地域の学び舎事業／ロングトレイル事業

- 「民間企業とのタイアップ事業」や「包括連携協定」、「北海道地域づくりアドバイザー紹介制度」などを通じて民間ノウハウの活用に努めてきた。

【「民間企業とのタイアップ事業」や「包括連携協定」の状況】

年度	取組内容
平成21年度	○「民間企業との協働」の手引きの策定 ・提案募集の取組実績：タイアップ12事業、包括連携協定締結4企業
平成22年度	○道側から協働事業を民間企業に提案する新しい制度の試行（H21～22） ・提案募集の取組実績：タイアップ14事業、包括連携協定締結2企業
平成23年度	○道側から協働事業を民間企業に提案する新しい制度の実施 ・提案募集の取組実績：タイアップ21事業、包括連携協定締結4企業
平成24年度	・提案募集の取組実績：タイアップ23事業、包括連携協定締結4企業
平成25年度	○期間を限定して事業提案を募集する仕組みを構築（要領改正） ・提案募集の取組実績：タイアップ22事業、包括連携協定締結9企業

【北海道地域づくりアドバイザー紹介制度】

地域づくりの専門的な知識や豊かな経験を有する方を「北海道地域づくりアドバイザー」として随時登録し、地域の活性化に取り組んでいる市町村、団体等からの問い合わせに応じて紹介し、市町村、団体等の取組を支援してきた。

北海道地域づくりアドバイザー登録者数（平成25年12月現在）	52名				
北海道地域づくりアドバイザー利用回数	H21	H22	H23	H24	H25
	4	4	1	4	4
庁内各部の様々な施策を効果的に推進するため、各部からの照会に応じ適切なアドバイザーを紹介					

【北海道集落対策促進会議】

大学やNPO、企業など多様な主体の連携・協働による有識者会議を設置し、集落の維持や住民生活の確保等について総合的な見地から検討を行ってきた。

設置時期	平成23年9月～平成24年12月
構成メンバー	大学教授、NPO法人関係者、民間企業関係者 など
主な提言	対策のスタートアップ（対策の必要性の周知、将来ビジョンの検討 など） 対策の加速化（具体的な取組への対応、外部人材の確保、モデル事業の展開 など） 対策の連続性（取組効果の検証・改善、関連情報の一元管理 など）

【集落問題研究会】

大学などの集落問題の専門家による研究会を開催し、集落問題に関する調査研究をはじめ、集落課題の解決に向けた対応策の具体化などの検討を行ってきた。

設置時期	平成25年8月～平成26年3月
構成メンバー	大学教授、研究者 など
主な研究内容	集落総合対策モデル事業の取組効果の検証、集落課題の解決に向けた対応策の具体化 など

【道と市町村の共同政策研究】

地域固有の課題やその時々が発生した諸課題への対応等、地域の実情に応じて各振興局において研究テーマ設定し、有識者による講演や出席者による意見交換などを通じて、新たな施策の立案や既存施策の効果的な推進などについて研究・討議を行ってきた。

年度	開催回数	構成メンバー
平成21年度	13支庁において20回	・振興局及び市町村職員 ・研究テーマに応じ、民間有識者や大学の専門家等の参画を依頼
平成22年度	14振興局において20回	
平成23年度	14振興局において37回	
平成24年度	13振興局において29回	
平成25年度	12振興局において22回	

【地域づくり総合交付金（地域再生加速事業）】

新たな地域再生プロジェクトの審査及び推進に係る助言を行う地域再生プロジェクト審査会及び、採択した地域再生プロジェクトの現況や進捗状況、推進上の課題の把握やアドバイスを行うフォローアップ会議に外部有識者を招聘し、地域再生プロジェクトの効果的な推進を図ってきた。（地域再生プロジェクト審査会 H24～、地域再生プロジェクト・フォローアップ会議 H23～）

	地域再生プロジェクト審査会	地域再生プロジェクト・フォローアップ会議
平成23年度	—	13振興局において13回開催 [外部有識者数 のべ18名]
平成24年度	13振興局において13回開催 [外部有識者数 のべ14名]	13振興局において16回開催 [外部有識者数 のべ18名]
平成25年度	12振興局において12回開催 [外部有識者数 のべ17名]	12振興局において12回開催 [外部有識者数 のべ17名]

【「域学連携」地域活力創出モデル実証事業】

平成25年度に利尻島・礼文島地域において、道内外の大学等と連携し、新たな観光商品の開発などを通して離島地域の活性化を図る取組を実施した。

《連携した外部団体等の一覧》

【大学生】

学校名	人数
立教大学	6名
北海道大学	4名
札幌学院大学	7名
札幌国際大学	10名
稚内北星学園大学	12名
合計	39名

【アドバイザー等】

カテゴリ	人数
民間人材	5名
大学教員	6名
合計	11名

【地域おこし協力隊の取組支援】

市町村が地域おこしに意欲を持つ都市住民を受け入れ、様々な地域協力活動に従事してもらい、地域の活性化を図る「地域おこし協力隊」の取組を支援するため、受け入れ体制づくりに向けた会議の開催や地域おこし協力隊員のスキルアップ・ネットワークづくりに向けた取組を行ってきた。

《道内市町村地域おこし協力隊受入れ状況》

	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
市町村数	4	16	24	38	58
隊員数	10名	38名	55名	92名	168名

《地域おこし協力隊に関する道の取組》

事業等内容	開催（実施）時期
受け入れ体制づくりに向けた市町村担当課長会議の開催	平成25年7月
地域おこし協力隊の交流・研修会	平成22年度から毎年度
隊員同士や関係者のメーリングリストを開設・運営	平成24年7月から

■ 点検結果

- 住民ニーズが多様化、高度化する中、様々な公共サービスの分野において、NPOや企業など地域の多様な主体が連携・協働して地域課題の解決を図るため、地域における研修会の開催や「NPO等活動基盤強化事業」等により人材の育成を図った。
- また、行政との協働を推進する「新しい公共の場づくりのためのモデル事業」における、コミュニティの活性化、地域力の向上に向けた取組を通じ、地域づくりに主体的に

取り組む人材の育成が着実に図られた。

- 民間知財の活用においては、「民間企業とのタイアップ事業」や「包括連携協定」など民間企業等と連携した取組を着実に進めた。また、集落対策や地域の活性化に向けた施策等の実施においては、外部有識者等の参画を得て検討を行い事業を実施するなど、効果的推進を図った。

(6) 情報の提供

(情報の提供)

第10条 道は、道民及び市町村が地域振興に関する情報を共有し、道民の主体的な取組及び市町村が実施する施策の充実が図られるよう、必要な情報の提供を行うものとする。

【条文の趣旨】

- ・ 本条例は、地域振興を推進する上での基本理念として「道民や市町村の創意と主体性」や「道の道民や市町村との協働」を掲げており、第10条では、このような市町村等の主体的な取組を促進するため、地域振興に関する情報を道から積極的に提供することについて規定している。

■ これまでの取組

- 道では、地域が主体となった取組が進むよう、ホームページをはじめ、道庁ブログやフェイスブック、広報紙「ほっかいどう」など様々なツールを活用するほか、会議やフォーラムなどの場において、地域振興に関する取組や先進事例等の情報提供を行ってきた。
- 具体的には、「地域力の育成・向上に向けた取組について」（事例集）や、「地域づくり支援制度」、「行政視察受け入れに向けた北海道の先進施策情報」などを取りまとめ、ホームページで発信してきた。

【地域振興に関する制度・施策等の情報提供】

- ・ 地域振興条例第5条～第9条に基づく地域振興に関する施策の制度及び実施状況について、北海道のホームページや道庁ブログで随時情報提供

【情報発信における具体的事例】

- ・ 「地域力の育成・向上に向けた取組について」の発行【平成22年度～】
国、他都府県、道内各地域、民間などの取組事例等をまとめ、ホームページで発信。
(内容は毎年度更新)
- ・ 「地域づくり支援制度」の情報発信【平成23年度～】
地域づくりを進めていくうえで活用できる国、道及び各種団体の支援制度を取りまとめ、その概要をホームページで紹介
- ・ 行政視察の受け入れに向けた北海道の先進施策情報の提供【平成25年度～】
行政視察等の参考として、道・市町村(NPOや企業など民間の取組みや施設を含む)の先進的な取組みや施設などを取りまとめ、ホームページで発信

- ・ 広報紙「ほっかいどう」における地域づくりに関する取組等の情報提供
平成22年度 1月号 〔特集〕地域の個性が輝く北海道づくり
平成23年度 1月号 〔特集〕地域の元気が、北海道の新たな活力に
平成25年度 11月号 〔特集〕みんなで元気な地域づくり

■ 点検結果

- 地域の主体的な取組の推進が一層図られるよう、地域支援施策や他自治体の先進的取組などについて、積極的に情報発信を行った。

(7) 財政上の措置

(財政上の措置)

第11条 道は、地域振興に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

【条文の趣旨】

- ・ 第11条は、地域への支援施策や人材育成などの地域振興に関する施策を総合的、計画的に推進するために必要な財政的措置を講じるよう努めていくことを定めている。

■ これまでの取組

- 道財政は大変厳しい状況にあるが、次のとおり地域振興施策に関する予算の確保に努めてきた。

(単位：千円)

年 度	地域づくり関連 予算額	うち地域づくり総合交付金	
		※2	うち振興局独自事業等
平成21年度	3,635,070	3,410,000	95,800
平成22年度	3,755,731	3,460,000	95,800
平成23年度※1	4,404,704	4,000,000	100,000
平成24年度	4,379,152	4,000,000	150,000※3
平成25年度	4,421,436	4,200,000	180,000※4

※1 知事選挙年のため、当初計上額と2定計上額の合算額

※2 平成21年度は、地域政策総合補助金と地域再生チャレンジ交付金の合算額

※3 振興局独自事業と個性が輝く新たな地域づくり推進事業との合算額

※4 振興局独自事業と地域活性化推進事業との合算額

■ 点検結果

- 市町村等が自ら創意と主体性に基づく地域の特性や優位性を生かした取組に対する中核的な支援策である地域づくり総合交付金の拡充を行うとともに、振興局が自ら企画立案し地域課題に対応する振興局独自事業についても予算の確保が図られた。
- 道費による地域振興施策の展開に加え、国の資金等の活用に努めた。

3 課題及び今後の取組方向

(1) これまでの主な取組

ア 地域振興条例に基づき、地域のニーズに沿った施策を推進するため、地域の意見を把握し道の施策へ反映する仕組みを整えるとともに、地域振興施策を充実し、地域の主体的な取組を支援してきたところであり、また、この地域振興施策を市内各部の施策・事業と組み合わせながら、効果的な政策展開に努めてきた。

条例施行後の主な取組は次のとおりである。

(ア) 市町村長や国の機関、地域の関係者などが参画する『地域づくり連携会議』での議論・意見を踏まえて、振興局が政策検討を進め、知事を本部長とする『北海道地域づくり推進本部』に対し「政策提案」を行うなど、地域の提案を道の施策・予算に反映する仕組みを制度化し、その実効性を高めるため、これまで提案方法等の見直し・改善を図ってきた。この5年間で、449件の政策提案に対し、その多くは予算や既存の施策の中で反映され、170件が新規・拡充として措置された。

(イ) 平成22年度に創設した地域づくり総合交付金については、地域ニーズを踏まえ、制度の改善・充実を行うとともに、予算確保（H25：42億円）に努めながら、市町村などの創意と主体性を活かした取組を支援してきた。

(ウ) 振興局独自事業についても、予算確保（H25：1億500万円、82事業）に努めながら、振興局が地域に根ざした施策展開するため、それぞれの地域の固有課題に対応し、調査検討から本格実施まで一貫した取組を進めてきた。

(エ) 平成21年度には「地域振興派遣」と「権限移譲派遣」、平成24年度には「広域連携派遣」と「徴収対策派遣」を創設するなど職員派遣制度を効果的に運用（H22～25：4派遣合計180名）をしつつ、市町村と緊密な連携を図りながら地域振興を進めてきた。

また、地域力サポート研修会やNPO等の活動基盤強化、新しい公共の場づくり等の事業により、地域づくりの担い手の育成を図ってきた。

(オ) 地域づくり総合交付金における事業採択権限の委任や組織編成権に係る地域裁量枠の付与など、振興局長の権限強化を図りながら、地域の主体性を発揮した施策を展開してきた。

イ こうした地域振興施策により、広域観光の推進、一次製品のブランド化・高付加価値化、再生可能エネルギーや防災・減災の取組などにおいて、新たな地域活性化の芽が育ってきており、具体例としては、

- ・「ガーデン街道」や「チーズ&ワイン街道」などテーマ性をもった広域観光の形成
- ・外国メディア向けのプロモーション事業やインバウンドセミナーの開催を通じた、外国人観光客の受入体制の整備による外国人宿泊客の増加
- ・アウトドアや農業・漁業体験などの体験観光メニューの充実、冬季体験観光の促進による、体験・滞在型観光地づくりの推進
- ・「ゆめちから・はるきらり」などの道産小麦の生産拡大と地産地消の促進など、生産から消費まで関係者が一体となったアグリビジネスの展開

- ・「エゾシカボルシチ」の商品化や鮭「銀聖」・マツカワ「王鰈」のブランド化
- ・間伐材、木質チップ、稲わら、廃油などのバイオマス利用の拡大
- ・津波ハザードマップの作成や住民の災害対応意識の醸成

など、地域の創意と主体性を活かす取組が広がりを見せており、地域振興施策は一定の役割を果たしてきている。

(2) 課題

こうした地域振興の取組により、新たな地域活性化の芽が育ってきているものの、地域は厳しい状況が続いており、課題も顕在化している。

また、東日本大震災の発生や分権改革の動向を踏まえた自治体のあり方など社会経済情勢の変化に的確に対応していく必要がある。

ア 「1 社会情勢の変化等」に示しているとおり、本道は全国を上回るスピードで人口減少・高齢化が進行し、札幌市とその周辺の都市部へ人口が集中する一方で、その他の多くの地域においては人口減少・高齢化が進み、一次産業の担い手不足や生産高の減少、慢性的な医師不足など都市部との社会経済状況の格差は依然として続き、広域分散型の地域構造からも多くの課題を抱えており、集落における様々な課題が顕在化している。

イ 本道が優位性を有する豊かな地域資源を活かし、地域活性化の取組を一層推進するとともに、こうした取組を担う人材の育成が必要である。

ウ 地域振興条例制定後の動きとしては、平成23年3月に発生した東日本大震災が東北地方を中心に甚大な被害をもたらしたことから、その教訓を生かし、大災害が発生した場合の安全・安心の確保に向け、これまでの「防災」に、災害時の被害を最小化する「減災」の視点を取り入れ、地域全体で支え合える体制を構築することが必要である。

また、自治体の行政機能を維持、確保していくために、遠隔地間での災害時の相互応援協定の締結など、広域的な視点での防災・減災の取組も求められている。

エ 人口減少などの影響により、住民サービスの主要な提供主体である市町村の行政サービス機能の低下が懸念されており、こうした状況への対応として、多様な手法による連携などが求められている。

また、分権改革の取組により、地方自治体の条例制定権の拡大や市町村への権限移譲によって、自治体の行政機能の強化が図られてきたことに加え、今後の自治体のあり方に関する第30次地方制度調査会の答申を受け、これまでの広域行政制度の他に、新たに、連携協約や事務の代替執行制度の創設が予定されるなど、自治体を取り巻く状況も変化しており、これらの変化に的確に対応する必要がある。

オ 今後の人口減少や少子高齢化の進行を踏まえると、地域の事情や特性に応じた取組の展開及び連携・協働などが益々重要になることから、振興局を地域づくりの拠

点として、市町村等とのさらなる緊密な連携のもとに施策を効果的に進めることが必要である、

(3) 今後の取組方向

今後、人口減少や高齢化が進行することが見込まれる中であっても、将来にわたって人々が誇りと愛着を持って心豊かに暮らすことができる地域社会を目指し、市町村をはじめ、地域の多様な主体とともに、各般の施策を総合的に進めていくことが求められている。

このため、(2)の課題を踏まえ、地域の実情や特性をも十分に勘案しながら、より効果的な施策の展開につながるよう、次に掲げる方向で取組・検討を進めていくものとする。

ア 今後の人口減少が地域社会にもたらす影響を認識した上で、地域産業の振興、雇用の場の確保、子育て環境の充実、医療供給体制の整備など、誰もが地域でいきいきと暮らすことができる環境づくりに向け、今後とも、連携地域別政策展開方針に基づく取組の支援などを、各部が所管する産業、保健・医療・福祉、環境などの特定分野別計画や施策・事業と一体的に行っていく。

この中では、地域の活性化に向けた地域重点プロジェクトの推進をはじめとして、本道が優位性を有する豊かな自然や安全・安心な農林水産品などの地域資源を活用し、経済循環を高める取組も進めていく。

イ 道ではこれまでも、人口構造、産業構造等の変化による社会経済への影響が特に懸念される地域の振興に十分配慮しながら地域振興施策を推進してきたところであるが、より進行している札幌市周辺をはじめとする都市部への人口集中、社会経済状況の格差拡大、集落の維持活性化に係る課題の顕在化などを踏まえ、「選択と集中」の観点を明確にした取組を検討していく。

ウ 未曾有の被害をもたらした東日本大震災の教訓を踏まえ、ライフラインや行政機能の維持のための広域的な連携など、大災害に備えた「防災・減災」の視点からの安全・安心な地域づくりに向けた取組を進めていく。

エ 地域振興を担う人材を育成するため、都市の住民が農山漁村における活動を通じて、地域の住民との交流を深める機会を確保するとともに、研修会やワークショップを開催するなどの取組を進めていく。

オ これまでの分権改革の成果や今後の動向を見極めながら、地域の創意と主体性が一層発揮されるよう、道と市町村が、適切な役割分担のもとに、道から市町村への権限移譲や、地域の実情や特色に応じた多様な自治体間の連携などが図られるよう、市町村とも十分議論を行い、地域が主体となる社会の実現を目指した取組を進めていく。

カ 上記のような地域課題に即応した行政運営を推進する振興局を、地域づくりの拠点として位置づけ、市町村等と緊密な連携を図りながら地域振興施策を推進していく。

(4) 北海道地域振興条例の検討の視点

調整中

